

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則(案)」に対するパブリックコメントの結果について

No.	条文箇所	コメントの概要	考え方
第 1 章 総則			
1.	本規則全体	・本規則全体について、自主規制基本規則(案)の内容は、貸金業法の内容を補完するに留まらず、それを超えた内容の規制も含まれている。このため、作成及び運用にあたり、全体として、以下の点についてご考慮いただき、柔軟な対応をお願いしたい。例えば、協会設立時に加盟する場合、準備期間が限られ、自主規制基本規則に定められた基準にすべて対応するのは難しいため、一定の経過措置あるいは準備期間を認めていただきたい。	・貴重な意見として承りました。各新協会員において社内規則策定やシステム開発のため、一定の期間が必要であることは理解しております。その期間においては新協会の自主規制を動議した内容を各協会員で検証していただくようお願いいたします。なお、改正貸金業法上、社内規則等につきましては、同法の本体施行日から整備されていることが求められていることに留意してください。
2.	第 1 条	・本規則の目的において、「…、協会の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、…、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。」との規定そのものには首肯出来るが、新貸金業協会におかれて今後規則・細則を作成される際には、貸金業者の業態の多様性を十分考慮して頂きたい。一般的に融資の個人利用者と法人利用者(実質的に個人営業の法人(個人事業者)、極めて規模の小さい零細企業を除く)では、借入れに関する知識・経験、貸金業者との交渉力等において差が極めて大きいことを考慮すれば、個人(消費者)向け融資業務と法人(事業者)向け融資業務で規則等の内容が異なってくるのが自然で、別個の基準が作られるべきと考える。例えば、個人向け融資業務を行わない貸金業者では、取立て及び督促に係る社内規定を設ける必要性は低い。新貸金業協会における規則等が貸金業者の多様性を考慮しない画一的な内容とならないよう十分にご配慮いただきたい。	・第 12 条に規定しているとおり、各新協会員は業容規模に応じた社内規則等を定めることとしておりますが、この際においても各々で求める規則等の趣旨を踏まえていただく必要はあります。 ・また、第 30 条から第 39 条において、事業者向け貸付けに関する規則を設けているところです。
第 2 章 遵守事項等各則			
第 1 節 営業店登録について			
3.	第 1 節	・個人の資金需要者等の利益の保護の観点からは、当該規定は首肯できるが、専ら法人(事業者)向け融資業務を行う貸金業者に対しては、営業所の設置場所の規制は合理性を欠くものと思料される。第 2 章第 1 節では、「協会員(ただし、当節においては、個人向け融資業務を行わない貸金業者は除く。)」などの、ただし書を設けて、事業者向け貸金業者の営業所開設については、規制の対象外にするようご配慮いただきたい。	・営業店設置の規制については、多重債務問題の解決を掲げた法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容を踏まえ定めたものです。法人又は事業者向け融資においても、多重債務問題に対する一定の措置が必要なものと考えておりますので、この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
4.	第 1 節	・新規の営業店を設置制限することは、自由競争を阻害し、貸金業の健全な発展を妨げ、消費者の選択の自由を奪う結果になると考えるがいかがか。	・当節における営業店設置の規制については、多重債務問題の解決を掲げた法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

			を踏まえ定めたものです。なお、当節に定める事項の目的を明確化するため条文整理の上、修正いたします。
5.	第7条	・現行府令第1条第3項における営業所の定義のうち、営業所等の設置の規制の目的である多重債務の防止に係る業務は、「貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付」である。したがって、これらの業務を行わない営業所については設置を規制する必要が認められず、また、改正貸金業法の附帯決議の趣旨に反するものではない。また、有人か否かを判断する場合、使用人だけではないことから、貸金業法の用語に倣い「従業者」とする方が適切である。以上の2点を踏まえて「貸付けの業務に従事する使用人」とされる記述については、「貸付けに関する業務(貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る。)に従事する従業者」と変更していただきたい。	・ご指摘を踏まえ、新たに当節において定義規定を定め、「有人店舗」「無人店舗」について「貸付けの契約の締結及び同契約に基づく金銭の交付に限る」旨を定義した上で、条文整理をいたします。また、「使用人」についても「従業者」と修正いたします。
6.	旧第7条 (新第8条)	・遊技施設等に隣接した建物において営業所等の設置を禁止することは妥当である。しかしながら、隣接した建物という場合の「隣接」の範囲について具体的な距離を明示すべきである。遊技施設等の例示(第1項2号)として風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法第2条第1項第8号が規定されていないことは、不相当である、むしろ、風営法第2条第1項各号を全て対象とすべきである。また、既存の営業店舗において、規則の定める基準に違反する状態となっているものについても店舗閉鎖を促すべきである。	・ご指摘の「隣接」とは、隣の建物を指します。 また、風営法に関するご指摘につきましては、多重債務問題の解決を掲げた法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容を踏まえ、特に安易な借入を助長するおそれのあるギャンブル施設等への対応を行うものとして定めているものです。以上の趣旨を踏まえた規定であることを明確化するために修正いたします。 なお、本自主規制は規則施行後の新規の有人店舗又は無人店舗について適用されますが、既存の営業店舗についても、本自主規制の趣旨を可能な範囲で踏まえた対応を行うことが好ましいと考えております。
7.	旧第7条 (新第8条)	・クレジットカードはキャッシング専用カードとは別物であるから、クレジットカードについては、自主ルールにおいて広告規制及び出店規制などある程度の配慮をお願いしたい。	・クレジットカードであっても、貸金業法上の貸付けを行う場合には、自主規制に則った必要な対応が求められます。
8.	第7条	・「協会等等は、以下に掲げる場合には、商業地域及び近隣商業地域に～」とあるが、この「商業地域」「近隣商業地域」は何法に定められており、具体的にどこを指すのか。また、次条の「幹線道路を中心とする商業地域」とどのように違うのか。	・当規定の「商業地域」及び「近隣商業地域」については、都市計画法第8条に定める「用途地域」と同様の地域を指します。 また、当規定で定める「既成の市外区域の近郊にあり、自動車での交通を基礎とする幹線道路」とは、いわゆる「郊外の幹線道路」となります。ここでいう「郊外」の法的な概念は他の法律(まちづくり三法等)でも明示されていませんが、「郊外型ロードサイド店舗」は一般用語化していると考えられ、その概念により自動車による来客を主な対象としている地域と考えております。
9.	旧第7条 (新第8条)	・いわゆる消費者金融業者以外の住宅ローン専門の業者等は本条から除外すべきであると考えている。	・法人又は事業者向け融資においても、多重債務問題解決のための対応が必要なものと考えておりますので、この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
10.	第7条	・第1項(1)において、「同一の建物においてすでに他の貸金業者により～」とあるが、自社店舗は対象外なのか。(第8条第1項(1)も同じ。)また、「2以上の有人店舗又は無人	・自社店舗を含むものと考えておりますので、趣旨を明確化するため、条文整理のうえ、修正いたします。また、有人か無人かの店舗形態は問わ

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

		店舗～」とあるが、有人店舗1と無人店舗1がある場合は設置できるのか。	ないものと考えております。
11.	旧第7条 (新第8条)	・第2項(2)において、記載のとおり、遊技施設に隣接する大規模小売店舗内であっても、有人店舗又は無人店舗の開設は可能と解してよいか。	・そのような理解で結構です。ただし、多重債務問題解決のために当節を設置した趣旨を踏まえた対応をしていただく必要があると考えております。
12.	第7条及び 第8条	・第7条第2項、第8条第2項の「協会員等は、以下に掲げる場合は、協会員は、」は、「協会員は、以下に掲げる場合は、前項(1)(2)に該当する場合であっても、」にしたい。	・当節における営業店設置の規制については、多重債務問題の解決を掲げた法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容を踏まえ定めたものです。そのうえで第1項を原則として、第2項を例外事項として定めたものになります。ご指摘を踏まえ、趣旨を明確化するために条文整理の上、修正いたします。
13.	旧第7条から 旧第9条 (新第8条)	・特定地域における営業所の設置についての規制は、営業所の設置に関する契約を土地所有者等と締結した時点において適用されると解してよいか。例えば、設置契約時点では、遊技施設が隣に存在しなかった(建設されることも知らなかった)が、営業所の開店(営業開始)時に、遊技施設が建設され、又は建設中である場合は適用されないと解してよいか。	・そのような理解で結構です。ただし、事後検証可能な状態とする必要があると考えております。また、多重債務問題解決のために当節を設置した趣旨を可能な範囲で踏まえた対応を行うことが好ましいと考えております。
14.	第8条	・「～新たに無人店舗を設置しない～」とあるが、有人店舗は設置できるのか。設置できるとした場合、数の制限はないのか。	・当規定は、無人店舗の設置について、新協会で適切な自主規制を行うよう衆参両院で改正貸金業法の附帯決議がされたことを受けて定められたものです。したがって、有人店舗は設置できるものと考えられますが、多重債務問題解決のために当節の趣旨を踏まえた対応は必要と考えております。
15.	旧第9条 (新第8条)	・大学(学校教育法第5章に定める「大学」)に係る施設と同一又は隣接した建物においては、新たに営業所を設置しないことは評価できるが、貸金業者の営業所等の設置を規制する際に、短期大学校等を学校教育法第5章に定める「大学」と区別する合理的な理由はない。大学だけでなく、20才以上の学生が在籍する可能性のある高等専門学校(学校教育法第5章の2)、専修学校(開法第7章の2)も新たに付け加えるべきである。	・当規定は多重債務問題解決のために貸金業者として必要な対応と考えております。新協会としては、成人が必然的に在籍している学校は大学であることに考慮したものです。これらを踏まえた上で、貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図って参りたいと考えております。
16.	旧第10条 (新第9条)	・協会員は、協会に対し、営業所の設置につき、第2章第1節の規定に従ったものであることを説明することができるように「適切な措置を講ずる」とされていますが、具体的にどのような「措置」が必要でしょうか(例えば、入居するビルのオーナーから「当該建物(フロア)に他の貸金業者は入っていない」旨の証明書を取得するなどの措置が必要でしょうか。)また、登録の更新時において、本条項に係る何らかの措置が必要でしょうか。 ・「営業所の設置時の写真」の保存期間を明らかにしていただきたい。	・ご意見のようにビルのオ-ナ-からの証明やそれに準ずるもの又は写真等を保存し、説明ができるようにしておくことがその措置の一つと考えております。また、保存期間については営業所が貸金業の営業所として登録簿に登録されている期間と考えております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

第3節 法第12条の6に係る禁止行為に関する規則

17.	旧第14条 (新第13条)	・(重要な事項)について、特に取扱いに留意すべき事由として、「利息制限法違反の利息の約定をしている場合にはその旨(利息制限法を超過する利息は返済する義務がないこと)」「保証契約においては主債務者の収入・負債総額・負債件数等主債務者の返済能力に関する事項」を加えるべきである。	・ご指摘の点は、施行規則13条1項(3)で定められており、新協会の自主規制で規定することは考えておりません。また、保証契約の直接の対象ではない資金需要者等に関する情報の取扱いについては、本来、資金需要者等と保証人となる者との間の問題であり、債務者情報を保証人に提供させることは、個人情報保護の観点から、必ずしも適切ではないと考えられます。
18.	旧第14条 (新第13条)	・第1項において、(1)から(5)については、「引上げ」又は「変更」とされているが、(6)(7)についても同様に「変更」とすべきではないか。	・当規定は重要事項の変更に際して、資金需要者等への配慮を定めたものとなりますので、ご指摘を踏まえ加筆修正いたします。
19.	旧第15条 (新第14条)	・第1項(1)「契約の内容について」の理解として、約定契約の範囲という理解で良いか。また、(2)「誤解していること又は蓋然性が高いこと」も同様に約定契約の範囲という理解でよいか。	・資金需要者等から約定契約の範囲以外での問い合わせの場合にも、貸金業者が有する法令等の知識の範囲で、可能な限り適正な回答をする必要があると考えております。
20.	旧第15条 (新第14条)	・第2項に「～までに定める「告げる」とは必ずしも口頭で明示～」とあるがこれは「～までに定める「告げる」又は「告げない」とは必ずしも～」とすべきではないか。	・当規定は法第12条の6に定める「告げる又は告げない」について「告げる」行為の類型を示したものとなります。即ち当該例示の行為を行わないことが「告げない」に結びつく可能性があることに留意しなければならないものと考えております。また、ご指摘を踏まえて加筆修正いたします。
21.	旧第16条 (新第14条)	・資金需要者への重要な事項の説明方法 「契約内容を口頭で読みあげること。」を追加すべきである。	・ご指摘の点については、第15条第2項の規定で対応させていただいております。
22.	旧第16条 (新第14条)	・資金需要者への「重要な事項」の説明として第1項(1)乃至(5)で挙げられる方法を行う場合、いずれにおいても第14条第1項(1)乃至(7)に例示される「重要な事項」の内容をすべて表示すべきでしょうか。そうであれば、スペースが限られるポスターや広告の場合は、表示することが不可能または困難であり妥当とは思われません。本条の「契約の正確な内容」の意義を明確にし、且ついかなる方法である場合にいかなる内容をどの程度表示すべきかを明確にすべきと考えます。	・第16条の例示は、第15条第2項の「告げる」又は「告げない」の口頭以外の方法を例示として定めておりますので、趣旨を明確化するため条文整理及び加筆修正いたします。
23.	旧第16条 (新第14条)	・個人の資金需要者等の利益の保護の観点からは、当該規定は首肯できるが、専ら法人(事業者)向け融資業務を行う貸金業者に対しては、かかる規定の対象外としていただきたい。	・法人又は事業者向け融資においても、契約内容を確実に伝えることは、健全な支払計画を立てる上で必要であるものと考えております。
24.	旧第16条 (新第14条)	・第14条第1項(1)から(7)を変更する場合に、本条記載どおりの対応のみでよいか。(書面の同意は不要と理解してよいか)	・現時点では、そのような理解で結構ですが、完全施行後には、法第17条後段で「当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。」と規定されているので、それに応じた体制整備を行うことに留意が必要です。
25.	旧第17条 (新第15条)	・不正又は不当な行為について、資金需要者等が借入申込書を記入するにあたり、虚偽の年収額の記載を勧めること又は示唆すること(第1項(1)ホ)に付け加えて、「資金使途、家計状況」について虚偽の記載を勧めること又は示唆することを付け加えるべきで	・ご意見を踏まえ、資金使途、家計状況の虚偽申告を勧める行為については追記修正いたします。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

		ある。	
26.	旧第 17 条 (新第 15 条)	・第 1 項(1)二の「担保」には人的担保も含まれることを明記すべきである。 ・「不正又は著しく不当な行為」の例示として、「資金需要者等の知識・経験・財産の状況に照らして不適当な契約の締結をすること」を付け加えるべきである。	・担保については、ご意見を踏まえ加筆修正いたします。また、不正又は著しく不当な行為の例示として追加記載を求められている内容については第 66 条第 3 項の規定により対応しております。
27.	旧第 17 条 (新第 15 条)	・第 1 項(7)身体的・精神的な障害等があることは契約後に本人又は第三者からの申告により把握するケースが多く、一見しただけでは認識困難な事が多い。本項において、契約時点では当該認識がないことについて担保することまで求めるものか。	・「契約内容が理解困難である」ことを認識しながら契約を締結する場合を行為規制しております。
28.	旧第 17 条 (新第 15 条)	・法第 12 条の 6 第 4 号に定める「不正又は著しく不当な行為」に該当するおそれがある行為を列挙しているが、現行金融庁事務ガイドラインにその例示として示されている次の行為が削除されている。残すべきである。 (1)顧客の債務整理に際して、帳簿に記載されている内容と異なった貸付金額や貸付日などを基に残存債務の額を水増しし、和解契約を締結すること。 (2)顧客、顧客に代わり保証債務を履行しようとする者若しくはこれらの者以外の者であって顧客の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁済を行なおうとする者(以下「顧客等」という。)又は顧客等の代理人が、債務額の検証等、債務内容の正確な把握のために貸金業者に取引履歴の開示を求めた場合において、これを不当に拒むこと又は虚偽の回答を行うこと。	・ご指摘の(1)の例示につきましては加筆修正させていただきます。 他方で、ご指摘の(2)の例示につきましては、法第 19 条の 2 において帳簿の閲覧等に応じる義務が新たに規定されており、新協会としては、法第 19 条の 2 が制定された趣旨等を踏まえ、自主規制第 9 節の取引履歴の開示に関する規則において、開示請求に対して適切に対応するよう定めています。
29.	旧第 17 条 (新第 15 条)	・第 1 項(6)において、自動車購入ローン等において、債務者等が車両保険等の保険金を受領する場合であって、債務者等の要望により当該保険料を弁済金として受領する場合は、「損害保険等の保険金により弁済を要求すること」に該当しないと考えてよいか。	・そのような理解で結構です。
30.	その他	・信用情報の目的外使用に関する具体例を現実の事務に則して詳細に規定すべき。	・第 25 条を新設し、例示させていただきます。
第 4 節 相談及び助言に関する規則 (「第 5 節 苦情対応に関する規則」を含む)			
31.	第 4 節	・第 4 節は法第 12 条の 8 に基づいた規定となっているが法第 12 条の 8 は借入れ又は返済に関する相談又は助言を適正かつ確実に実現できることができる団体の紹介について定めたものであり、法の趣旨と異なるのではないか。	・ご意見のとおり、法第 12 条の 8 では団体の紹介ですが、多重債務問題解決のための貸金業者として必要な対応として、当規定においては新協会会員が自社において、資金需要者等への適切な相談及び助言並びに助力のための態勢整備について定めたものです。
32.	第 4 節	・業者は、大手であったとしても「カウンセリング」の名の下に行っていることは、請求行為とおまとの勧誘ではないか。債務者を追い込むだけのカウンセリングであれば、多重債務問題の改善は進展しない。「適切な相談及び助言並びに助力」内容を、さらに具体的に規定すべき。	・相談及び助言の具体的な態勢の整備は、「苦情処理及び相談対応に関する規則及び細則」で新協会会員の責務として定めております。そのうえで、苦情相談態勢の実効性については、新協会の監査体制をもって確保するものと考えております。その監査結果により必要な指導を新協会員に対し行うことを考えております。
33.	第 4 節 (第 5 節)	・相談業務担当者は、中立的な立場に立って先入観を持つことなく真摯に申出を聞き、苦情に係る真実の解明に努め、申出人に対して迅速に十分な説明責任を果たすべきと	・新協会における苦情・相談態勢にあたり、貴重なご意見として参考にしていきたいと考えております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

	含む)	考えられることから、こうした趣旨の規定をすべき。	
34.	旧第 18 条 (新第 16 条)	・新貸金業協会の設立についての報道によりますと、カウンセリングについての自主規制や、借り手一人の一日の申し込み件数がある水準を超えた場合に貸し付けを行わないなどの自主規制を設けるなどの報道を耳にしておりましたが、この点についての自主規制は無し、という事でよろしかったのでしょうか。	・相談及び助言については、本規則第 19 条に相談及び助言並びに助力のために社内態勢を整備するとしております。なお、新協会の相談及び助言の具体的な態勢については、「苦情処理及び相談対応に関する規則及び細則」で定めております。
35.	その他	・「協会で定める業務の適切な運営に関する規則」とは今後貴協会でご公表されるものと理解しております。当該規則には「相談及び助言に関する規則」、「苦情に関する規則」だけでなく「本人確認、疑わしい取引の届出に関する規則」「貸金業務取扱主任者に関する規則」等も公表されたい。監督指針の精神にも沿うものと思います。	・ご意見については、新協会員が適切な貸金業務を運営するにあたり法令等で求める社内規則等を整備する必要があるため、新協会として「業務の適切な運営に関する社内規定策定にあたっての細則」並びに各規則に定めるにあたって留意しなければならない点を示したガイドライン等を作成する予定としております。
第 6 節 過剰貸付け防止等に関する規則 第 1 款 貸付けの契約(事業者向け貸付けの契約を除く)に関する規則			
36.	第 6 節	・当款において、「記録及び保存しなければならない」等の規定があるが、これらの保存期間については、当節第 2 款「事業者向け貸付け」の第 37 条に定める「当該貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日まで」と同様と考えるが、そのように解してよいか。	・そのような理解で結構です。主旨を明確化するため、当款の該当箇所にそれぞれ加筆修正いたします。
37.	第 1 款	・当款において、貸付けの審査等を実施するにあたり、例えば包括契約内(リボ契約内)での限度額増額、期日変更、返済方式変更又は利率の変更を行った際にもこれらの審査等が該当するのかわかりにしたい。	・新規申込における貸付けの契約を締結した際はもとより、多重債務問題を踏まえた過剰融資防止の観点から、例えば、極度方式基本契約における限度額の増額にあっても、必要に応じ、その審査等に努めなければならないものと考えております。
38.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・第 1 項「(略)～協会員は、貸付けの契約を締結(極度方式貸付けを除く)する場合には、法その他関係法令を遵守し、本規則に従い～(略)」とあるが、「貸付けの契約を締結(極度方式貸付けを除く)」とは、新規契約(再契約)および契約切替のタイミングとの理解でよいか。第 24 条第 1 項も同様に「貸付けの契約を締結(極度方式貸付けを除く)」とあるが、同じ理解でよいか。	・そのような理解で結構です。
39.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・複数の信用情報機関に加盟している貸金業者の場合は、全ての信用情報機関の借入れの返済総額を対象とするのか。同一借入れを複数の信用情報機関に登録している貸金業者があるが、借入れの件数、借入れの返済額がお客様の申告をもって判断してよいか。また、信用情報機関の登録内容から、借入れの同一性が識別可能な情報内容に整備予定なのか示していただきたい。	・いずれかの信用情報機関の情報で結構です。ただし、多重債務問題を踏まえた過剰融資防止の観点から、必要に応じ、資金需要者等からの申告等を加味するよう努めるものと考えております。完全施行時の指定信用情報機関については、信用情報の正確性の確保に関する業務規定を定め、資金需要者ごとの信用情報について名寄せ等を行うことにより、その正確性を確保することとなっております。
40.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・第 2 項(2)において収入と支出があるが、支出とは具体的にどこまでの範囲か。金融機関の返済か、家計支出か。	・当規定は、健全な返済計画に基づく貸付けを締結するために、各社で審査基準を定めるに際して考慮すべき事項を例示しているものです。支出については、他の借入れに対する返済額ではなく、家計支出となりま

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

			<p>すが、当規定は顧客の年齢、勤務先等の属性、家族構成等を考慮した審査基準を設ける必要があると考えております。</p>
41.	旧第 23 条 (新第 21 条)	<p>・第 2 項(5)において、1ヶ月の返済総額が顧客等の月間収入額の三分の一又は年収額の三十六分の一を超えないものとされているが、返済能力や過剰与信の観点から問題のない貸付けについては許容されるようにする必要がある。この理由により、マンスリークリア方式における貸付けや、月間収入額の三分の一を超える場合であっても、合理的な理由をもって返済能力に問題がないと思われる貸付けを除外するか「原則として」という文言を挿入していただきたい。</p>	<p>・当規定は、一定の明確な審査基準を設けることで過剰融資を防止することを目的としております。この目的を踏まえ、1ヶ月の返済総額が月収の三分の一を超えるものについては、より厳格な審査のもとで、例えば、既往借入額における返済額と自社で貸付けようとする額(極度方式基本契約においては、その限度額)について一定期間(例えば 3 年又は 5 年等)の返済期間内に完済が可能である返済額を算出し、その合算額が、個々の資金需要者毎に消費支出等を聴取したうえで算出した返済余裕額の限度内であることを確認することなどが必要と考えられます。こうした理由を記録・保存し、事後検証可能な状態としておく必要があると考えております。マンスリークリア方式など一括払いを前提とした貸付けについても、これと同様に考えます。このように、貸付の審査に際しては、返済能力を超えていないことが前提となりますので、この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。</p>
42.	旧第 23 条 (新第 21 条)	<p>・第 2 項(5)に規定される 1ヶ月の返済総額の規制(月収の 1/3 又は年収の 1/36 以下)は、施行規則案第 10 条の 20 に規定されている「個人過剰貸付契約から除かれる契約」及び第 10 条の 22 に規定されている「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」の場合にも適用されるのでしょうか。それとも、この第 2 項の規定は、あくまでも業者が審査基準を策定する際の原則的な「目安」であり、法令上「個人過剰貸付契約から除かれる契約」に該当する場合は、当該業者の取扱商品に応じて 1 ヶ月の返済総額の規制の例外規定等を設けることは妨げないという趣旨でしょうか。</p>	<p>当規定は多重債務問題解決のための貸金業者として必要な対応と考えております。このうえで、新協会として貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図っていくことを鑑み、ご意見にあるような完全施行時に総量規制の適用除外とされる施行規則第 10 条の 21 に規定されている「個人過剰貸付契約から除かれる契約」及び施行規則第 10 条の 23 に規定されている「個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約」として総量規制の例外とされる契約につきましては、本条の適用の対象外になるものと考えております。なお、その場合につきましても完全施行時において適用除外及び例外とされる契約を法第 41 条の 35 で指定信用情報機関へ登録する必要が有るところから、現段階においても、当該貸付けに係る契約を締結するにあたり、必要な書面の提供を受け、保存するなど当該貸付けの契約の締結に該当する旨を確認した記録を残すとともに、事後検証可能な状態としておく必要があると考えております。</p>
43.	旧第 23 条 (新第 21 条)	<p>・第 2 項(5)において、「他社借入総額」並びに「他社借入返済額」の確認については、全ての資金需要者等から個別に聴取することは実務上困難であるため次の方法が考えられるかどうか。 資金需要者より聴取する方法 借入額に一定の割合を乗じて算出する方法 例えば、「利率 25%・支払総額 36 回」と仮定した場合における毎月返済額は借入額の約 4%となる算出方法が成り立つことから、当該算出にあてはめて、他社借入総額に 4%を乗じて算出する方法や自社で定めたミニマムペイメント(借入額を 3 年以内で完済</p>	<p>・他社借入返済額を算出するにあたっては、信用情報機関へ加盟する新協会員においては、その照会結果、また、信用情報機関へ非加盟の新協会員においては資金需要者等からの聴取等を踏まえ、合理的な判断のもとで算出する必要があると考えております。具体的な算出方法は、ご指摘のとおり、例えば、資金需要者等から審査時に聴取した、または合理的に推定される利率及び一定期間(例えば 3 年、5 年)を踏まえて導き出す方法などが考えられます。ただし、こうした合理的理由を事後検証可能な態勢としておく必要があると考えております。</p>

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		できる)の基準から算出した額	
44.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・第 2 項(5)において、「自社で貸付けようとする額」とは、極度方式基本契約に基づく自社で設定する限度額又は審査当日に貸付けを行う金額のいずれかを指すものと解すればよいか。	・ご指摘の「自社で貸付けようとする額」は、極度方式基本契約においては、当日に行う貸付額ではなく、極度額内で定めた貸付限度額になると考えております。例えば、極度額 50 万円、貸付限度額 30 万円、当日貸付額 10 万円とした場合は、30 万円に対する返済額がこれに該当すると考えております。
45.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・現在、リボルビング契約に基づくフリーローンや有価証券担保ローンなどにおいて、特に資金使途が定められていないローン商品が多く存在しており、これに基づく審査全般が行われております。従って、これら実状を勘案したうえで規定としていただきたい。	・資金使途を聴取等することは、借入れの健全性を確保するための指標として審査に生かすこととして定めたものです。従って、審査時点において資金需要者等の資金使途が決まっていなかったり若しくは貸金業者が用途目的を定めていない場合には、その旨の記録等を行い保存する必要がありますと考えております。この趣旨を明確化するため、加筆修正します。
46.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・「既往借入額がある場合」とは、貸金業者からの借入れなのか、銀行等から借入れを含むのか。また、「既往借入額」とは、実際の借入額か、契約額(極度額)を指すのか。	・ここでいう「既往借入額」は、貸金業者からの実際の借入額となります。(ただし、銀行等からの借入額についても、家計支出として過剰貸付け防止の判断基準となるものと考えられます。)
47.	旧第 23 条 (新第 21 条)	・第 2 項(5)において、収入額の割合とあるが、収入とは、申告ベースか。	・ご意見の通り申告により収入額を確認する方法もあります。ただし、本規則第 26 条に規定する契約の締結に際しては、資金需要者等から所得を証明する書類を徴求し、確認することに努める必要があると考えております。
48.	旧第 23 条 から旧第 26 条 及び 旧第 28 条 (新第 21 条から 新第 23 条、 新第 26 条、新 第 28 条)	・第 23 条(あるいは 24 条)～第 26 条及び第 29 条については、法第 13 条第 3 項と平仄を合わせ、「資金需要者等」を「資金需要者である個人顧客(以下この款において「個人顧客」という)」とし、すべて、「個人顧客」に対する調査義務であることを明確にしていきたい。	・当款は、「貸付けの契約(事業者向け貸付けの契約を除く)」に関する規定」としており、個人向け貸付けを示すものとして定めております。
49.	旧第 24 条 (新第 22 条)	・第 2 項により借入れの意思を確認するについては、本人確認について特に注意を払う必要があると思われる。本人確認についての規定を追加すべきである。	・ご意見のとおり、借入れの意思を確認するにあたっては、本人確認法に基づき細心の注意を払って適切な本人確認を実施する必要があります。また、当該確認にあたっての参考として本規則第 12 条に本人確認方法についての事項を追記し、別に定める「業務の適切な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」及び「社内規則策定ガイドライン」において詳細について定める予定としております。
50.	旧第 24 条 (新第 22 条)	・電磁的記録の送信を受ける方法と定められているが、具体的にはどのような方法を指すのか具体的にご教示いただきたい。	・例えば、自動契約機又は ATM のタッチパネル及びインターネットの申込画面などを利用する方法が挙げられます。
51.	旧第 25 条	・第 3 項に規定する「資金需要者等の借入額及び返済の履行の状況等」の「調査の結	・信用情報機関から得て、保存する情報として借入件数、金額、異動情

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

	(新第 23 条)	果」とは、信用情報機関より得た情報(既存借入件数、同金額、返済の履行状況、異動情報等)のすべての情報を含むのか。	報などが挙げられますが、各信用情報機関から得られる情報が異なる場合もあると考えられますので、各新協会の審査基準により定める必要があると考えております。
52.	旧第 25 条 (新第 23 条)	・第 3 項において、「信用情報機関に加盟する協会員は、貸付けの契約の締結(極度方式貸付けを除く)に先立ち、資金需要者の支払能力を調査(略)」とあるが、実務上、信用情報機関の照会、返済能力調査後、後日契約切替を行うケースがあるが、「締結に先立ち」の理解は 1 週間程度と考えてよいか。それとも契約切替時と信用情報機関の照会による返済能力調査は同時でなければならないということか。	・合理的な期間を社内規則で適切に定める必要があると考えております。
53.	旧第 25 条 (新第 23 条)	・第 4 項において、法第 17 条第 2 項に基づく極度方式基本契約とされていることから、本体施行前の契約分は対象外と考えてよいか。また、ただし書きの「ただし、当該資金需要者等の協会員からの借入額の残高が 30 万円以下の場合、この限りではない。」は、「ただし、当該個人顧客の協会員からの当該極度方式基本契約に係る借入額の残高が 30 万円以下の場合、この限りではない。」にしたい。	・当規定は、過剰貸付け抑制の円滑な施行に向けての措置であり、既存分のリボルビング契約であってもこの対応に努めなければならないと考えております。また、後段については、当規定は、リボルビング契約における定期的な信用調査の必要性を定めているものですので、ご指摘の点については、極度方式基本契約に係る借入額の残高に限定されるものと考えております。
54.	旧第 25 条 (新第 23 条)	・第 4 項において、極度方式基本契約に係る信用情報機関を利用する途上審査について、会員資格喪失、キャッシング利用停止等、新規の貸付けを行うことがない債務者は対象外と考えてよいか。	・そのような理解で結構です。
55.	旧第 25 条 (新第 23 条)	・第 4 項では、借入額の残高が 30 万円以下となっているが完全施行時は 10 万円未満であり、30 万という金額は大きすぎないか。	・完全施行時に適用される総量規制が円滑に導入できるよう、現時点から総量規制の施行を見据えた適切な対応が求められることを考慮しております。
56.	旧第 25 条 (新第 23 条)	・第 4 項において、「概ね 3 ヶ月ごとにその信用情報を照会するよう努めなければならない。」とあるが、途上審査を行った結果、過剰貸付けと判断されるような場合に貸金枠の減額又は利用停止等の措置を講じる必要はあるのか。仮に、何らかの措置を講じる必要があるとした場合には、「過剰貸付け」と判断すべき基準及び当該時の具体的な対処内容を示していただきたい。	・各新協会において、多重債務防止の観点から、貸付けを続けることで正常な取引が困難であると判断できる場合は、各社が設ける審査基準によって所要の措置を講じる必要があると考えております。
57.	第 25 条及び 第 26 条 (新第 23 条及び 新第 26 条)	・第 25 条及び第 26 条では、返済能力の調査が要求されているが、完全施行時の貸金業法第 13 条の 2 第 2 項及び施行規則第 10 条の 22 においては、金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約は、例外的に信用情報、収入証明書徴求による返済能力が不要とされている。また、完全施行時の貸金業法第 13 条 2 項及び施行規則第 10 条の 15 においても、金融商品取引業者の行う有価証券を担保とした貸付けに係る契約は、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査が不要とされている。このような完全施行時の内容を前提とすれば、自主規制第 26 条の規定についても、適用の対象外であると考えがそう解してよいか。	・第 25 条及び第 26 条は、改正貸金業法の完全施行時において、返済能力の調査について、指定信用情報機関が保有する信用情報を用いなければならないこと及び一定額以上の借入れがある債務者から収入証明書等取得し、収入額を確認しなければならないことを踏まえ、その態勢構築に努めるとともに、改正法 2 条施行時においても、少なくとも借入れ額及び収入額の確認を行うことを規定したものです。したがって、ご意見にあるような完全施行時に施行規則第 10 条の 16 において返済能力調査義務の例外として規定されている契約については、本条の適用の対象外となるものと考えております。 なお、適用の対象外とされる契約についても、改正法 2 条改正時の法 13

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

			条の過剰貸付の禁止の趣旨を踏まえた対応や完全施行時の法 13 条の返済能力調査義務について留意が必要です。
58.	第 26 条	・新たに極度額が 50 万円を超える貸付けの契約を締結する場合には、収入額を確認することとなっているが、既に 50 万円を超える利用限度額を付与しているお客様は、義務規定ではないと理解してよいか。	・そのような理解で結構です。ただし、完全施行時においては、一定額以上の貸付け又は借入れを行っている債務者等に対し、収入額を証明する書類を取得し、年収額を確認しなければならないことから、第 26 条第 1 項後段に則り、現時点より収入額を証明する態勢構築に努めて頂きたいと考えております。
59.	第 26 条	・第 1 項(1)では「新たに極度額が 50 万円を超える貸付けの契約を締結する場合」となっているが、監督指針では「自社借入れが 50 万円を超える場合(50 万円超を限度額とする極度方式基本契約を締結する場合を含む。)」となっている。自主規制規則と監督指針の間での相違について、どのように考えてよいか確認したい。	・当規定は監督指針と同義を定めているものですので、ご指摘の点について、同様の記載に修正いたします。
60.	第 26 条	・第 1 項において「完全施行日までの期間においても必要に応じて」との記載がありますが、この「必要に応じて」というのは、どのような場合に必要であり、どのような場合に必要ではないのでしょうか、具体例も含めてご教示下さい。	・第 26 条第 1 項 1 号及び 2 号に規定した場合と考えております。
61.	第 26 条	・第 1 項(1)に極度額の表示があるが、当社の場合は、300 万円の極度契約なので、すべて該当するとの認識でよいか。	・自社借入額が 50 万円を超える場合又は 50 万円超を限度額とする極度方式基本契約を締結する場合は該当いたしますので、ご指摘の事例が極度方式基本契約である場合につきましては、設定される限度額により判断する必要があると考えております。当規定は監督指針と同義を定めているものですので、同様の記載に修正いたします。また、完全施行時においては、自社における貸付額又は極度額(限度額)が 50 万円を超える場合、収入額を証明する書類の提供又は提出を受けなければならないと定めていることから、第 26 条第 1 項後段に則り、現時点より収入額を検証する社内態勢に努めて頂きたいと考えております。
62.	第 26 条	・借入れの申込とは、極度方式貸付け内での貸付けは適用外と理解してよいか。	・そのような理解で結構です。趣旨を明確化するため、ご指摘の点を踏まえて、加筆修正いたします。
63.	第 26 条	・勤務先規模、業種、勤続年数等から推計される年収を検証する態勢を整備した場合には、「資金需要者等からの収入額を検証する体制を整備」と見做してよいか。	・推計ではなく、資金需要者等から収入証明書等を徴求するなどの対応を講じるための態勢の整備が必要であると考えております。
64.	第 26 条	・過去に収入額を証明する資料を徴求していた場合に、勤務先に変更がなくヒアリングによる収入に大きな変化がなければ、収入を証明する資料を徴求済みと看做してよいか。(過去の収入を証明する資料の有効期限に制限はないと解釈してよいか。)	・過去に取得した収入額を証明する資料については、勤務先の変更がなければ有効であると考えられます。ただし、その発行日を起算日として有効期間を法令で定めている場合は、留意することに努めるものと考えております。
65.	第 26 条	・「協会員は、資金需要者等からの収入額を証明する～(中略)～完全施行日までの期間においても必要に応じて収入額を証明する書類を取得する態勢構築に努めなければならない。」とあるが、この条文は所得証明取得の努力義務を明記しているものであり、	・そのような理解で結構です。ただし、完全施行時においては、一定額以上の貸付け又は借入れを行っている債務者等に対し、収入額を証明する書類を取得し、年収額を確認しなければならないことから、第 26 条第 1

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		所得証明を取得できないことで、即座に融資を止めることまでを求めているものでないと認識しているが、そう解してよいか。	項後段に則り、収入額を証明する態勢構築に努める必要があると考えております。
66.	第 26 条	・協会員は資金需要者等から年収証明書の取得を求められているが、資金需要者等とすると保証人も含まれることから、「資金需要者である個人の顧客」としていただきたい。	・当規定は、監督指針と同義を定めておりますので、保証人からも必要に応じて徴求していただく必要があります。
67.	第 26 条	・第 1 項(1)(2)記載の金額以下であれば、収入証明は、何も要らないのか。	・そのような理解で結構です。
68.	第 26 条	・収入証明書を取得するケースについて、「既往借入 150 万円超の申告がされている場合」とは記載の通りの申告ベースでよいのか。	・申告によるほか、個人信用情報機関に加盟されている場合においては、同機関から得た情報を活用できるものと考えております。また、当規定は監督指針と同義を定めているものですので、監督指針と同様の記載に修正いたします。
69.	第 26 条	・第 2 項に「～協会員はすべての貸付けの締結～」となっているが所得証明書を提出済の場合でも更に提出させるのか。	・提出済みの場合、過去に取得した収入額を証明する書類は、勤務先の変更等がなければ有効であると考えられます。また、収入額を証明する書類は、その発行日を起算日とした有効期間が完全施行時から規定される予定であることから、必要な社内態勢等の整備を講じる必要があると考えております。
70.	第 27 条	・保証人への交付書面については、極力平易な言葉で分かりやすく記載するよう努める旨を規定すべき。	・ご意見については、新協会に加入する新協会員が法令等を踏まえた社内規則策定をするにあたって、指標とするガイドラインで定める予定としております。
71.	第 27 条	・保証人の都合により、前日までに書面の交付が出来ない場合が十分に考えられるが、この場合はどうすればよいか。	・当規定は、保証人となる者とする者の都合であっても保証人となる者とする者に十分に、その責務又はリスクを理解させるという観点から前日までに交付ことを定めたものです。その責務又はリスクを事前に説明書を送付するなど、保証人となる者とする者に十分に理解させるという実効性が担保される必要があると考えております。
72.	第 27 条	・自社の従業員向けへの融資は、対象外と解してよいか。	・法第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、自社従業員向け融資は本規則においては対象外と考えております。
73.	第 27 条	・第 2 項において、保証人となる者への事前説明書類について「交付」とのみあり、第 34 条第 4 項の「送付又は交付」との比較から、「送付」の方法が認められない趣旨が読み取られます。第 27 条第 2 項においても、「交付」のほか「送付」の方法が明記されるべきであると考えます。	・交付方法については、法第 16 条の 2 に則る必要があり、当規定で交付方法を定めるものではありません。尚、趣旨を明確化させるために第 34 条 4 項にある「送付又は」を削除します。
74.	第 27 条	・第 2 項において、協会員は連帯保証人への事前書面交付を契約締結前日までに行うように取決めがなされていますが、この自主規制施行期日が平成 19 年 12 月頃となれば、その施行にあわせて協会員は連帯保証人への事前書面交付を契約前日までに行わなければならないのか。その場合 12 月の実行にあわせて、事前書面の見本(雛型)	・ご意見のとおり、当規定施行後は、保証人を付した契約を行うにあたり、その前日までに法第 16 条の 2 書面を交付する必要があります。雛型の作成については今後、検討事項とさせていただきますと考えております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		のような用意をしてもらえるか。	
75.	第 27 条及び第 34 条	・第 1 項及び第 34 条について、この 2 つの箇所ではいずれも保証人になろうとする者への調査項目として「保有資産」が記載されていませんが、金融庁の監督指針(案)「 - 2 - 10(1) ・へ」では「保有資産」が記載されています。本自主規制規則(案)に、保証人となろうとする者の保有資産が調査項目として記載されなかったのは、保証人となろうとする者の返済能力の判断に際し、その保有資産を勘案すべきではないとの趣旨でしょうか。そうでなければ、金融庁の監督指針(案)と内容を統一し、この第 27 条第 1 項および第 34 条においても「保有資産」が記載されるべきであると考えます。	・当規定は監督指針と同義を定めているものですので、ご指摘の点について、同様の記載に修正いたします。
76.	第 28 条	・その他当該保証会社が定める指標とは具体的にはどのようなものでしょうか。また、指標の例は、全て含まなければならないのか。貸借対照表、損益計算書の記載内容はどこまでしなければならないのか。	・その他当該保証会社が定める指標とは、保証履行能力に繋がる諸々の情報と考えており、例えば格付け会社の信用力指標や保有債務残高等と考えております。また、指標については例示であるが、貸借対照表、損益計算書については少なくとも官報掲載の決算公告の範囲が望ましいと考えております。
77.	第 28 条	・明示方法の例として「契約書への記載」があるが、契約書とは例えば、顧客と保証会社間における「保証委託契約書」としてよいか。 ・明示する指標の例として、(1)資本金(2)貸借対照表(3)損益計算書(4)その他保証会社が定める指標とあるが、例えば(1)の資本金の記載だけで明示要件を満たしていると解してよいか。	・そのような理解で結構です。 ・明示内容に関しては、保証不履行に対して資金需要者等の保護を目的としていることを留意した記載が必要であると考えております。
78.	第 29 条	・基本契約を締結する場合とあるが、これは全く新しく契約をする場合にのみ適用されるのか。それとも極度額を変更する場合等、すべてのケースに適用されるのか。また、リボルビング払いにおける返済方式・返済金額の変更は、重要変更事項であり顧客の承諾を必要とするが、現在、5 年(または 3 年)を超える返済方式にて契約を締結している顧客から承諾を得られない場合、現在の返済方式(返済回数)を引き続き適用してもよいか。	・極度方式基本契約を締結する際に適用となります。また、多重債務問題を踏まえた過剰融資防止の観点から、例えば、既存顧客の極度額の増額に伴い、極度方式基本契約を締結する場合においても、資金需要者等に計画的な返済を促すことを目的として適正な返済期間の設定に努めていただきたいと考えております。ただし、返済期間は重要変更事項であり、資金需要者側の意思を問わずに、当該規定を準用して一方的に変更できる性質のものではないものと考えております。
79.	第 29 条	・極度額が 100 万円を超える場合の例外適用とは、具体的にはどのようなケースを想定しているのか。	極度額が 100 万円を超える場合等であっても返済期間を一律に 5 年以内とすることは、資金需要者の返済能力を超える場合に該当する恐れがあるため、極度額に応じた返済期間の適用を認めるものと考えております。ただし、この場合においても合理的な期間設定が必要となります。
80.	第 29 条	・返済期間を定めないことが許される場合として、「極度額が 100 万円を超える場合において、返済能力その他の事情等にかんがみ、合理的理由がある場合」を定めているが、例えば、有価証券を担保として、当該担保有価証券の時価の範囲内において、当該顧客への金銭の貸付けを行う場合には、当該顧客の別途の返済能力に依存しない	・当規定は、借入れが恒常化することで多重債務化することを防ぐことを目的としておりますが、合理的理由がある場合はこの限りではないとしており、ご意見にある、有価証券担保契約(時価の範囲内に限る。)も含まれるものと考えております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		ため、過剰貸付けの危険性は極めて低いことから、合理的な理由がある場合に該当すると解するが、そのように解してよいか。また、「極度額が 100 万円」を超えない場合であっても、「合理的理由がある場合」が存在すると考えられることから、同条但書の例外的な場合を広げるなど、必要な修正をしていただきたい。	
81.	その他	・第 23 条第 2 項、第 25 条 1 項から第 4 項などで規定される個人信用情報機関とは、どこを指すのか。	・ご指摘を踏まえ、新たに規定(新第 24 条)を追加しました。
第 6 節 過剰貸付け防止等に関する規則 第 2 款 事業者向け貸付けに関する規則			
82.	第 30 条	・一般的な個人事業者に対しての貸付けに係る契約であるが、その使途を問わない(事業性資金ではない)場合は、本条に定める貸付けに該当しないと考えられるのか。また、事業資金ではあるが、法人代表者との契約についても、事業者向け貸付けである場合はどうか。	・事業者向け貸付けの定義には、当該貸付けの契約の締結における審査に際し、資金使途の内容によって判断されるものと考えられ、法人及び個人事業者に対する事業性資金に対する貸付けが該当すると考えております。このため、個人事業者が自ら営む事業のための資金ではなく消費目的の貸付けある場合には、本規則第 2 章第 6 節第 1 款が適用されるものとなります。したがって、ご指摘のような場合には、事業性資金の貸付けとは認められないものと考えております。
83.	第 31 条	・事業者向け貸付けは、当該資金需要者が、その資金を事業に使用することの確認を行い、本条に定める事項を踏まえて行う貸付けであるものと考えてよいか。	・法人である事業者に対する貸付けについては、その使途が事業に供されるものと考えられ個人の事業者に対しては、第 31 条第 1 項から第 3 項に則って判断を頂きたいと考えております。
84.	第 31 条	・法人の場合は「商業登記簿謄本」の提出が義務づけられているが、原本が必要なのか。(コピー可。)、インターネットで取得できる謄本は可。有効期限はあるのか。 ・法人の場合の実態の確認資料として、決算書、営業許可証の写しの提供でも可能としていただきたい。	・写しの提供でも可能と考えておりますので、ご指摘を踏まえ、修正いたします。また、有効期限につきましては、各社において社内規定で定めるものと考えております。
85.	第 31 条	・個人の場合は、決算書、青色申告所等々が必要とされているが、法人は、同様の書類は必要ないのか。 ・現在個人の場合での青色申告書の提出は、1 枚目のみとなっているが、全頁の提出を求める必要はあるか。	・当規定は法人等の実態を確認するための書類を定めています。ご指摘の書類は、本規則第 32 条及び第 33 条を満たす上で必要になることもありますので、各会員の個別の判断になると考えております。また、提出についてですが、当該資料を求める趣旨は、貸付けが事業目的であることを確認するためであり、その目的に照らした確認方法が必要と考えております。
86.	第 32 条	・第 1 項において、「事前に信用情報機関等を利用して借入額等の借入れの状況を確認することに努めなければならないものとする。」と規定されているが、所謂不動産のノンリコースローンやストラクチャード・ファイナンスと呼ばれる貸付形態では、借入人は SPC (特別目的会社)となり、信用情報機関等を利用する合理性がないことをご考慮いただきたい。	・ノンリコースローンなどについての信用情報機関への照会は実態を踏まえ、必要に応じた対応となります。また、信用情報機関等の範囲として、企業情報を扱う情報機関が含まれると考えております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

87.	第 32 条	<p>・決算書、資金繰り表又は事業計画書等の…提出又は提供を受けなければならない。とあるが、青色申告であれば、決算書を添付しているのもこれをもって決算書とすることが可能だが、白色申告の場合は収支内訳書を添付している。ともに年間の収支内訳が判るものである。確定申告時の収支内訳書が決算書に該当することを明記していただきたい。</p> <p>・第 2 項において、決算書・資金繰り表を受けるとあるが、必要なのか。</p>	<p>・返済能力の調査には各新協会の基準があると考えられますが、主としてキャッシュフローの審査と考えております。ご指摘の白色申告書でも可能であると考えております。また、決算書・資金繰り表に関しては、返済能力を図るうえで、必要であると考えられます。社内規則等で、その他自社で定める基準を入れていただいても結構です。</p>
88.	第 32 条	<p>・「資金繰り表又は事業計画書等の書類」とは、協会員があらかじめ用意した書式へ、申込者より内容を記入させる方法でも可能であるのか。</p>	<p>・提出を受ける書類の信頼度の問題となりますので、信頼性が確保出来るのであればその方法を問うものではありません。</p>
89.	第 33 条	<p>・第 1 項において、「複数年の決算書又は資金繰り表の提供又は提出を受けて」は、新規起業や新規事業、開業後 2 年未満等の事業者の場合は、あるものの範囲でよいという理解でよいか。</p> <p>・資金使途(経常的な運転資金)は、初回契約締結時に売上資料の確認とヒアリングのみでも可能と判断してよいか。</p>	<p>・第 33 条第 1 項並びに第 2 項の規定は「経常的な資金」の際に確認すべきことを定めています。ご意見にある開業 2 年未満の事業の場合においても、規定される範囲での確認を行うことが求められます。また、この規定の趣旨として、過剰融資の禁止及び多重債務化の防止があげられますので、この趣旨にかんがみ、各社の審査基準において、本規則に則った対応を定めるように努めてください。</p>
90.	第 33 条	<p>・個人事業者における運転資金の場合には、当該事業年度の売上の額を超えてはならないとあるが、法人は年収の規制を設けないと理解してよいか。</p>	<p>・そのような理解で結構です。</p>
91.	第 33 条	<p>・資金使途が経常的な運転資金でない場合には、事業計画書、資金繰り表等の提出を受け、事業規模、事業経験、業種等を総合的に勘案しての判断とあるが、決算書一期分の提出とその他調査を総合的に判断した貸付けも可能と判断してよいか。</p>	<p>・過剰融資の禁止及び多重債務化の防止が本規定の趣旨でありますので、当該趣旨を踏まえ、各新協会の審査基準において、本規定に則った対応をお取りいただく必要があります。</p>
92.	第 33 条	<p>・経常運転資金の場合、売上の額を超えてはならない、もしくは、超える場合は、過剰貸付けとなるか否かを判断する必要がある、とあるが、事業向け貸付金はすべて該当するのか。</p>	<p>・当規定は、個人事業者への貸付けに対し、資金使途が経常的な運転資金の場合を規定しておりますので、その確認は必要となります。また、基本的にその売上の額は超えてはなりません。また、事業規模拡大等により、前年度の売上の額を超える売上が見込める場合など、特段の事由がある場合は、前年度の売上額を超えた貸付けも可能ですが、この場合においては、その旨を記録し事後検証可能な状態とする必要はあります。</p>
93.	第 33 条	<p>・第 1 項の「資金使途が経常的な運転資金の場合」とは、資金使途が人件費や一般経費支払い等の支払いにある場合のみを意味し、資金使途がこれらの支払いにあるだけでなく事業拡大等の事業資金が加わった場合を一切含まないという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>・第 2 項においては、「個人事業者における資金使途が経常的な運転資金」の場合には、予測される当該事業年度の売上額を超えてはならない旨、「過剰貸付け」の指標を示されているものと認識いたします。これに対し、第 1 項の「法人事業者の経常的な運転資金」の場合には、過剰貸付けとなるか否かを(業者が総合的に)判断するよう求められていると認識されますが、なぜ個人事業者のみ、このような指標を設けるのでしょうか。個人事業者の場合も、売上額を超えるか否かという指標ではなく、総合的(多面的)</p>	<p>・当規定に定める運転資金とは、固定費、流動費など日常的に事業運営に必要な資金全般と考えております。また、ご意見のとおり、審査を行うにあたり売上額以外にも、多面的に判断する必要があると考えております。</p>

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		に判断する必要があるのではないのでしょうか。	
94.	第 33 条	・法人事業者に関しては、第 1 項と第 3 項との差異は、資金使途の相違のみであるように認識いたしますが、資金使途の相違以外に違いはあるのでしょうか。第 1 項と第 3 項について分割されているご趣旨をご教授ください。 ・第 3 項における「過剰貸付けとなるか否か」の判断基準としての具体例をご教授ください。	・第 33 条第 1 項と第 3 項の差異に関しては、ご指摘の通りです。前者は日常的な資金収支に対する補完的な性格を有する資金であるため、過剰な貸付けは、返済を困難にする可能性があると考えております。それに比して後方で想定している資金は仕入れ資金や設備投資など利潤を上げるための前向きな資金要請と考えておりますので定量的な制限を加えることは好ましくないと考えております。また、過剰貸付けとなるか否かの判断基準については、第 1 項及び第 2 項に掲げる内容を勘案し、社内規定等で定められる必要があると考えております。
95.	第 34 条	・保証契約を行う場合には、必ず本人と保証人との関係を確認・記録することを自主規制上の義務として規定すべき。根保証人に対する説明事項として、追加貸付けを行うには保証人の事前の同意を得る必要はないこと(業者の担当者が契約時に同意を得る旨の約束したのであれば、その場で契約書に付記すべき)を規定すべき。	・保証人の関係性の記載については、各社内規則等で定めるべきと考えております。また、根保証についての説明は、本規定が「貸付けの契約を締結する際」となっているところから貸付けにあたって 17 条書面交付ごとに必要となります。
96.	第 34 条	・第 3 項においては、当該保証契約により負担する保証債務額が年収の 3 分の 1 以上となる場合についても、原則として保証契約を締結してはならないとすべきである。	・事業性資金の要請に対する定量的な制限は、事業を運営するにあたって想定できない事態に陥った際の機動性を阻害することと成りかねませんので、第 34 条による事前説明義務を果たすことにより、保証人において認識の無い保証額にならないように努めるよう求めたいと考えております。
97.	第 34 条	・3 分の 1 以上の「債務」の範囲を例えば、「借入債務、保証債務、住宅ローン等の債務」を考慮する等、具体的に示していただきたい。また、「年額 3 分の 1 以上の債務」とは、保証人自身による申告によるものなのか、信用情報機関による調査によるものなのか。	・ここで示す債務とは、貸金業法上の貸付けに係る債務であるものの保証人の既存債務から施行規則第 10 条の 20 に規定される個人過剰貸付から除かれる契約及び第 10 条の 22 に規定される個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約を除くものと考えております。また、債務額の確認方法として、個人信用情報機関加盟協会員は、信用情報機関の照会による調査を参考にし、また、非加盟協会員においては、聴取等により確認を行うものと考えております。
98.	第 34 条	・第 5 項に記載する「前 4 項」とは 1 項から 4 項を含むのか明らかにしていただきたい。	・第 34 条第 1 項から第 4 項を指します。
99.	第 34 条	・保証人に対する事前交付書面は、あらかじめ電話において保証契約内容を説明し、保証契約締結日までに送付した場合は、事前交付書面の到着確認までは義務規定としていない解釈でよいのか。	・第 34 条に基づく保証契約締結前書面が適切に交付されているかどうかについては、後日検証が可能となる態勢を確保していただく必要があると考えております。それを踏まえた対応を採用していただきたいと考えております。
100.	第 34 条	・第 3 項においては、年収等の 3 分の 1 以上の債務を負っている者との間では、「原則として」保証契約を締結してはならない旨を規定していますが、例外としては、どのような場合がありますでしょうか。	・当規定は一定額を超えた債務を負っている者との保証契約は多重債務問題の対応として、避けるべきものと考えております。ただし、個別の事実関係に即して判断するものと考えられますが、例えば、資産的な背景を踏まえての保証等が例外にあたるかと考えております。
101.	第 34 条	・第 4 項但書の「緊急性又は定時性を要する場合」とは、例えば、事業資金として商品	・資金需要者等が事業を営むにあたり、借入れを行おうとする事業性資

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		不動産仕入れ資金を借り入れる際に、売主との間の不動産売買契約において決済日が既に決定しているような場合を含むと考えるとよろしいでしょうか。	金が「緊急性又は定時性を要する場合」としてありますので、不動産売買契約が一律に該当するか否かは、個別の事実関係に基づいて判断する必要がありますと考えております。
102.	第 34 条	・第 5 項においては、「前 4 項の規定は、適用しない」と規定されておりますが、他方、第 4 項但書においては、「第 5 項各号に掲げる者のうち当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者である場合には保証契約締結日の当日に交付することを妨げない」としており、事前交付書面の前日までの交付義務が適用除外される対象者を第 5 項に規定する者より限定しています。そこで、保証人への事前交付書面の前日までの交付義務が適用除外されるのは、第 5 項各号に該当すればよいのか、それとも、第 5 項各号に掲げる者のうち「当該顧客の定性的な評価、事業の定量的な評価を知り得る者」に該当する必要があるのか、その解釈につきご教示ください。	・第 5 項においては、その範囲として挙げられる者を列記しております。従って、第 4 項により、第 5 項以外の者であったとしても、事後検証可能な状態にしておくことで、当日交付を妨げないものと考えております。なお、当該趣旨を明確にする為に、修正いたします。
103.	第 34 条	・第 5 項(1)のただし書において、「当該法人から収入を得ていない」という表現は、「取締役」以下、会計監査人までのどこまで掛かっているのかご教授ください。	・収入を得ていない取締役又は監査役になります。この趣旨を明確化するため、修正いたします。
104.	第 34 条	・第 5 項において、第 4 項の規定が適用されない対象として「当該法人事業者の過半数の株式を有する株主」若しくは「当該法人事業者の 100%の株主」を追加することをご検討いただけないでしょうか。上記の場合の株主は、当該法人事業者のオーナーとして、当該法人事業者の経営責任を共有し、第 5 項(1)と同様に当該法人事業者と利害関係を有すると考えられるからです。	・第 4 項のただし書きで解釈いただいて結構です。
105.	第 34 条	・保証人に対する事前交付書類を事業性融資では、当日 OK としているが、個人向け融資では前日までとしている。整合性がないが、これで良いのか。	・事業性融資においても、前日までに書類を交付する必要があります。ただし、法人または個人事業者の場合には、個人向け融資に比べ、機動的な資金調達が強く要求されることがあると考えられますので、事業性資金調達の即時性を損なうことがないように、当日の交付を一定の限度で許容することとしております。
106.	第 34 条	・第 5 項の(2)の中段以降で、当該事業、事業者から得る収入で生計を一体となす者の解釈を具体的事例で教えていただきたい。	・配偶者などが挙げられると考えております。
107.	第 35 条	・「第三者が容易に転居先を決めることが可能であるか」との確認を要するとされていますが、「容易に」の定義及びその具体例をご教授ください。	・「容易に」とは、個別の事実関係に即して判断すべきものと考えられますが、例えば、担保提供者が別居する親族と同居予定であったり、既に転居することが可能な不動産を所有する場合は考えられます。
108.	第 35 条	・「第三者又は同居する者が移動困難な身体に障害のある者ではないか」等に留意した「聴取等を行い、記録・保存しなければならない」とされていますが、身体の障害に関する情報は、いわゆるセンシティブ情報に該当する可能性があると考えられるため、個人情報保護法に抵触することはないか。	・当規定は、第三者から担保提供を受ける場合において、その第三者又は同居する者が移動困難な身体に障害のある者である等、担保実行をして退去を求めるときに生活に苦慮するおそれがある場合には、担保取得を慎重にするべき趣旨に基づく規定であります。したがって、貸金業の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づきその業務遂行上必要な範囲で取得、利用又は第三者提供をするべきもの

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

			<p>であって、個人情報保護法に基づく「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 6 条第 1 項第 7 号に適合するものと考えております(ただし、本人からの同意取得が困難な場合には、身体に障害がある者の氏名等を聴取しないなど、個人情報を取得しない態様での聴取等を行うことが必要となります。)。なお、その記録の保存に際しては、これが他の目的で利用され、又は漏えいするようなことがないように安全管理措置を講じる等適切に管理するべきものであることは、個人情報保護法及び貸金業法が求めることと考えられます。</p>
109.	第 35 条	<p>・「生活に苦慮するような事情が内在されている場合」「容易に転居先を決めることが困難である場合」「第三者又は同居する者が移動困難な場合」「容易に環境の変化に対応することが困難な場合」その他「知識・経験・財産の状況に照らして契約を締結することが不適切な場合」には不動産担保契約を締結してはならないことを明記すべきである。</p>	<p>・ご指摘の内容については、法第 12 条の 6 において禁止されていると理解しております。本条は第三者の不動産担保の徴求に際し、具体的に確認しなければならない留意事項を明記しております。</p>
110.	第 36 条	<p>・「充当する債務を特定することができるようにその内容を管理し、書面等を資金需要者等に交付」とあるが、貸金業法第 17 条の書面と別に必要ということなのか。そうであれば、具体的にどのような項目を記載した書面が必要であるのか。また、保証人への交付も必要であるか。</p>	<p>・当規定は、提供を受けた手形等と、当該手形等を受領することとなった貸付債権との関係を明確にする趣旨で規定したものであり、法第 17 条で定められた書面等で充当できる債務を特定できれば問題ないと考えております。</p>
111.	第 37 条	<p>・書類の保管期間は最終弁済後 10 年とすべきである。</p>	<p>・法人又は個人事業者向けの貸金業者は、プロジェクトファイナンスから運転資金といったフルラインの総合的な貸金業者から、ファンド等の専門的な分野に特化しているモノラインの業者があり、徴求する書類は千差万別、多岐に渡りますのでそれを同一的に 10 年の保管期間を定めることは合理的ではないと考えております。ただし、返済能力調査にかかる書類は、法第 19 条の帳簿ではないものの、少なくとも、当規定に定めるとおり、資金需要者等から取得した書類は、貸付の契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日まで保存するものと考えております。</p>
112.	第 37 条	<p>・資金需要者から徴求した書面とは、「契約書」以外のことが。また、適切な期間とあるが、適切とは、具体的にどう判断すればよいのか。個人向け融資の書類については、保管期間の定めがないが、よいのか。</p>	<p>・第 37 条第 1 項で同義となりますので、第 2 項で掲げる極度方式基本契約を締結したか否かにかかわらず、第 1 項で定めるとおり、資金需要者等から徴求した書類は、当該貸付の契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた日まで保存するものと考えております。従って、第 2 項は削除いたします。</p>
113.	第 38 条	<p>・「法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられると誤認させる」とは、具体的にどのような行為、表現を対象とされているのかご教授ください。また、個人向け商品と法人又は個人事業者向け商品が同一の商品であり、審査基準等としては、その属性に基づき当然差異があるものの、基本的な商品(貸付けの条件等)が同一である場合には、事業者でない個人と、法人又は個人事業者が「同等の金融サービスが受けられ</p>	<p>・例えば、電話等を利用して事業者でない個人に対し、法人又は個人事業者と同等の金融サービスが受けられないにもかかわらず、あたかも同等のサービスが受けられる旨、営業告知を行う場合などがあげられます。</p>

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		る」こととして、その旨の営業広告を行ってもよろしいでしょうか。	
114.	第 38 条	・一般に個人事業者の定義として、青色申告又は、確定申告において事業所得の申告をしているものと考えられるが、協会が考える個人事業者の定義はいかに。特に事業所得と給与所得の複数の申告をしているものについて何を持って事業者と判断すべきか。	・個人事業者の一般的な定義としては、その者が自ら事業を行い、当該事業による事業所得を得ていることがあげられ、収支決算をまとめ、所得税の確定申告を行う者を指していると理解しております。また、消費者契約法第 2 条第 2 項後段において、個人たる事業者について「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」と定めていることも参考になります。なお、事業所得と給与所得の複数の申告をしている者については、個別の事実関係に即して判断するものと考えられます。
第 7 節 広告及び勧誘に関する規則 第 1 款～7 款(個人向け貸付けの契約に係る広告)			
115.	第 7 節	・「広告及び勧誘に関する規則」では、「個人向け貸付けの契約に係る広告」(個人向け無担保無保証)に関する規則が列挙されているが、個人向け有担保又は要保証人の場合の貸付契約に係る広告、及び事業者向けの貸付契約に係る広告についても、規則を作る必要はないのか。	・当規定は、法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容を踏まえ、安易な借入を抑制するため、広告の方法や内容及び頻度について定めたものとなり、特に、第 41 条に掲げるとおり、個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約を広告することを対象としたものとなります。ただし、ご指摘の事業者向けの貸付け等の広告を行うに際しても、法第 15 条及び第 16 条に則った対応はもとより、当該自主規制の趣旨を踏まえた対応を行うことが望ましいものと考えられます。
116.	第 1 款から第 7 款	・利息制限法超過の利息の約定は超過部分について無効であること、利息制限法超過部分については支払い義務がないこと、これまで利息制限法を超えて支払った利息相当額については充当計算ができ、その結果債務額の減額や過払い金の返還を主張できることを、あらゆる広告・勧誘の場面で表示を義務づけるべきである。	・ご指摘の点は、貸付契約締結時の書面交付として、法第 17 条各項並びに規則第 13 条第 1 項で定められていると理解しております。本節では、適正な広告についての規定として考えております。
117.	第 1 款から第 7 款	・「貸付けの契約に係る」という文言の概念について明確な定義を説明願いたい。 ・クレジットカード(キャッシング専用カードを除く)名称や券面の広告は、「貸付けの契約に係る」の概念に抵触しないと考えて良いか。具体的には、テレビCMや屋上看板などにおいて社名とクレジットカード券面を表示するようなケースやラジオCMでクレジットカード名称を告げる場合などがある。(いずれの場合も、貸金に係る事項は一切表示・告知しない。)	・貸金業法における貸付けの契約に係る勧誘、貸付けの契約に係る広告としております。また、ご指摘の、クレジットカードの名称や券面の広告については、そのような理解で結構です。
118.	第 40 条	・「勧誘」とは、特定の資金需要者等に対して、貸金業者が締結する貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことと解してよいか。	・そのような理解で結構です。
119.	第 41 条	・「個人向け貸付けの契約に係る広告」の定義中、「金銭を貸付ける契約を広告する」とは、法第 15 条の「貸付けの条件について広告する」と同義と考えてよいか。 ・また、貸付条件を 1 つでも表示した広告と解してよいか。	・そのような理解で結構です。
120.	第 41 条	・「個人向け無担保無保証」以外の貸付け(例えば不動産担保融資)の勧誘や広告は、第 41 条の「(2) 貸付けの契約に係る勧誘」として本条の適用を受けるものとするべき	・広告に関する規定は「個人向け無担保無保証」に限定しているものの、勧誘については、「貸付けの契約に係る」とあるところから、貸金業法を

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		か。そうであれば、第 42 条及び第 43 条並びに第 7 節第 2 款乃至第 7 款の各規定は、「個人向け無担保無保証」以外の貸付け(例えば弊社のような不動産担保融資)の勧誘や広告には適用がないものと読み取れますが、そのような解釈で問題ないでしょうか。また、第 41 条(2)の「特定の資金需要者等」とは具体的にどのような資金需要者等を指すのか明記していただきたい。	根拠法とする全ての契約が適用範囲となります。また、「特定の資金需要者等」とは、不特定の反語としてお読みください。
121.	第 42 条および第 58 条	・メールマガジンを通して、自社ホームページに資金需要者を誘導する場合において、第 42 条第 1 項で定める「貸付条件の明示」および第 43 条第 2 項に基づく「啓発文言」の表示については、第 58 条後段にあるバナー広告に関する明示方法を準用し、誘導先のトップページに必要事項を記載することで足りると解してよいか。 また、第 58 条のバナー広告において、バナーの画像が大きく、貸付条件および啓発文言を表示可能なスペースがあったとしても、トップページへの記載で足りると解してよいか。	・誘導先の自社のホームページに必要事項を明示する必要があります。また、ご質問の後段部分については、そのような理解で結構です。
122.	第 43 条	新協会による広告審査はいつからの予定であるかお示しいただきたい。 また、校正作業・審査を含めた猶予期間が設けられない場合は、出稿(掲載)を一時停止しないといけなくなるのか。第 1 項(1)、(2)以外の交通広告やリーフレット等に関しては、現行通り審査は受けることは可能か。	・広告審査につきましては、新協会設立時からの審査を予定しています。また、 の出稿の停止については、実務上、支障が生じないように対応する予定です。 の第 1 項(1)、(2)以外の交通広告等については、審査を行う予定とはしていませんが、広告における各業界団体への告知を行っております。各新協会会員におかれましては、自主規制の内容に則りご対応ください。
123.	第 43 条	・審査機関から承認を得なければならない広告に「テレビ CM」はありますが、「ラジオ CM」が入っていない理由を教えてください。特に理由がないのであれば、同じ電波媒体として「ラジオ CM」を入れてください。	・当規定は、テレビCM及び誇大な看板などの広告について、新協会でも適切な自主規制を行うように衆参両院で改正貸金業法の附帯決議がされたことを受けて定めております。また、本規則第 44 条では必要な意見交換を業界諸団体と行うことを定めております。ご指摘のラジオCMの審査につきましても今後の検討にあたって、参考とさせていただきたいと考えております。
124.	第 43 条	・テレビCM・新聞・雑誌広告以外は、自主規制の留意を求めるのみで、承認付与の対象外と考えて良いのか。様々な形態の広告の承認・審査を求められる可能性があるし、電車内の広告など今まで審査していたものをしなくするというのは、協会が資金需要者等の利益の保護をするという趣旨から逆行するのではないかと、会員自らが広告媒体を通さずに直接顧客等に提供する広告(ホームページ、チラシ、ティッシュなど)以外は、審査の対象とすべきではないのか。	・ご指摘の点は、今後の検討にあたっての参考とさせていただきたいと考えております。ただし、新協会会員は、当規定に基づき適切な広告が出稿されているかどうかについては、広告の出稿実績を保存するなど、事後検証可能な状況にしておく必要はあると考えております。この趣旨を明確化するため、追加記載いたします。
125.	第 45 条	・ について表示する秒数が定められているが、30 秒CMと 15 秒CMの表示秒数差は設定がないのか。	・啓発文言表示に際して、その取扱いの差を示しております。
126.	第 45 条	・テレビCMについての記載がありますが、各家庭でテレビの大きさが異なるため、貸付条件の大きさ(級数)がよくわかりません。	・ご指摘のとおり各家庭によりテレビの大きさは違いますが、その上で最低限表示しなければならない文字の大きさを取り決めたものです。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」 「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」 「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

127.	第 45 条	・現在の「貸付条件広告」においてはTVCMにおいても、視認出来ない表示の義務化がなされています。今改正を機に、媒体特性を踏まえた意味ある表示義務への切換えを金融庁とともに考えたいと思っております。	・ご指摘の点は、今後の検討にあたっての参考とさせていただきたいと考えております。
128.	第 48 条	・第 1 項(1)、(2)の「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないことは評価できるが、その他に、青少年がよく見ていると思われる番組、たとえば「スポーツ番組」等への放送も行わないことを明記すべきである。	・第 48 条第 1 項で定めている時間帯制限で対応しております。
129.	第 48 条	・第 1 項(4)において 15 秒CMが 100 本との規定についてですが、U局についても、規定本数以内の厳守対象となるのでしょうか。ケーブルテレビやBS放送についても同じことが言えるのでしょうか。	・U局については規制対象となりますが、BS やケーブル TV は対象外となります。
130.	第 51 条及び第 62 条	・第 51 条第 1 項(3)及び第 62 条第 1 項(3)に、電話番号やインターネットアドレスの表示及び告知の際には、申込先としないとあるが、申込をされたいお客様を困惑させるのではないかと。問い合わせ先とすることで、お客様にメリットはあるのか。	・不要不急の安易な借入を防止することが目的です。問い合わせた後に申し込み先に誘導されればお客様に不都合はないと考えております。
131.	第 53 条	・本条の対応は、新貸金業法施行までに広告審査を受け、施行と同時に(一部前後することがある)、本条に定める記載事項を全て備えることは物理的にできないと思えますが、協会の方で検討いただきたい。一定期間の経過措置を設けていただければありがたいです。	・各新協会員において印刷や配付のために相当期間が必要であることは理解しております。その期間においては新協会の自主規制を勘案した内容を各新協会員で検証していただきその内容を記録しておくなど適切な判断において実施した旨を提示できるような体制の構築をお願いいたします。
132.	第 53 条	・「雑誌」については、一般の公刊物以外であって、貸金業者自身が自社の顧客に対して配布する定期刊行物も含まれるのか確認したい。また、これが含まれる場合、審査制度の運用について実効性が保てるような運用方法を検討いただきたい。	・含まれないものと考えております。ただし、資金需要者等の安易な借入を抑制するために規制をしている趣旨を踏まえて対応する必要があると考えております。
133.	第 54 条	近時、借金が主な原因と思われる自殺や犯罪が増加していることをかんがみれば、文言例のような表現では、不十分と思われる。自殺に追い込まれる危険性や罪を犯す恐れがあることを明記すべきである。	・当規定は、資金需要者等の安易な借入に注意を促すことを目的としております。
134.	第 55 条	・第 55 条の比較広告とは具体的にどのようなことですか。各協会員名を出さずに行なう場合もこれにはいるのでしょうか。	・第 55 条の比較広告とは、自己の供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し(暗示的に示す場合を含む。)、商品等の内容又は取引条件に関して、客観的に測定又は評価することによって比較する広告を指します。
135.	第 55 条	・「広告及び勧誘に関する規則」においては、バナー広告について特に触れられていないが、バナー広告上の表現等について、留意すべき事項を定める必要はないのか。	・第 58 条で記載しております。
136.	第 56 条	・専門紙(誌)に限定する必要は無く、情報を提供している新聞、雑誌も同等に扱うべきである。第 56 条各号の専門紙(誌)の他に、ギャンブルや風俗に関する情報を掲載しているスポーツ新聞、雑誌等も追加すべきである。	・ご指摘のとおり、ギャンブル等に関する記事は、専門紙・誌にかかわらず、定期、不定期にかかわらずその記事が掲載されていることがあると考えられますが、専門紙・誌に比べその掲載は、限定的であり特定することは困難であると考えられます。この理由から、当規定においては専門紙・誌に限定し、確実な取り組みを実施することを目的としております。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

137.	第 57 条	・新聞又は雑誌に係る規定の準用によれば、「チラシ」による広告を行う際には、第 53 条第 1 項(2)に掲げる貸金業協会審査承認番号の記載を義務付けていない。また、第 59 条に記載する「交通広告」及び第 2 款から第 6 款に掲げる以外の媒体についても同様。これは協会の審査承認を得る必要はないと考えてよいのか。	・そのような理解で結構です。ただし、資金需要者等の安易な借入れを抑制するために規制をしている趣旨を踏まえて対応する必要があると考えております。
138.	第 57 条	・新聞(チラシ)の広告で自社が出稿する広告ではなく、グループ会社が出稿するカード会員募集の告知も規制の対象となるか。こういった場合は貸金の勧誘が目的ではなく小売業の顧客の獲得が主目的であるため、規制の対象外として欲しい。	・チラシ広告表示で貸付けの契約に係る内容(利率・返済例)の表示がない一般的なカード募集広告は対象外となると考えております。ただし、資金需要者等の安易な借入れを抑制するために規制をしている趣旨を踏まえて対応する必要があると考えております。
139.	第 57 条	・新聞・雑誌にかかる規定が準用されるチラシとは、新聞等への折込チラシを想定しているのか、あるいは協会員が自社で作成し配布するチラシも対象としているのかをご教示いただきたい。	・新聞等への折込チラシ又は自社で作成し配布するチラシを問わず第 57 条の対象として考えております。
140.	第 57 条及び第 59 条	・配布用ティッシュ、ダイレクトメールは、本規則に既定する各媒体に照らし合わせると、第 57 条「チラシ」もしくは第 59 条「第 2 款から第 6 款に掲げる以外の媒体」と思われるが、その理解でよいのか。	・配布用ティッシュに関しては、本規則第 59 条の「第 2 款から第 6 款に掲げる以外の媒体」に該当するものと考えております。また、ダイレクトメールに関しては、原則として、本規則第 41 条第 1 項(2)に規定される特定の資金需要者等に対し送付する場合は勧誘に該当するものと考えております。
141.	第 58 条	・「トップページに明示」を「協会員が取り扱う貸付けにかかる商品を紹介するメインのページ」に変更するとともに、「返済シミュレーション」の後に「(クリックにより、返済シミュレーションの専用ページに誘導する方法でもよい)」を追加していただきたい。	・ご意見を踏まえ、追加記載いたします。
142.	第 58 条	・下記の考え方が返済シミュレーションであると考えてよいのか。 分割返済の例 年利率 29.2% の場合のおよその表です。 毎月 1 回のお利息だけのお支払いでも OK です。 短期間のご利用や、分割払いでも途中での一括返済時には、ご利用日数分の利息で OK です。 (元金 × 0.292 ÷ 365 × 利用日数)	・当規定は、計画的な返済を促すことを目的とした規定としております。したがって、資金需要者が予定する返済額の多寡や期間の長短などが計れる必要があります。
143.	第 59 条	・第 2 項は、パンフレットと限定的になっているが、ホームページや、バナー広告等にはいらぬという趣旨でいいのか。	・そのような理解で結構です。ただし、資金需要者等の安易な借入れを抑制するために規制をしている趣旨を踏まえて対応する必要があると考えております。
144.	第 59 条	・出資法の上限金利が引き下げられた経緯、最高裁判決の動向をかんがみれば、2010 年までは、利息制限法所定の上限金利を越える利息を受領することが出来るかのような誤解を資金需要者等に与えることは許されない。利息制限法所定の上限金利を越える利息の契約は無効であると共に、法律上支払う義務が無い旨を明記すべきである。	・現行の法要件を記載してあります。
145.	第 59 条	・その他媒体による個人向け貸付けの契約に係る広告に関する留意事項について定めているが、その記載例には任意性についての要件が欠けているので、任意である旨を	・ご意見を踏まえ修正いたします。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		表示するか、少なくとも法第 43 条第 1 項(任意に支払った場合のみなし弁済規定)と表示をするべきではないか。	
第 8 款 企業広告に関する遵守事項等			
146.	第 60 条	・クレジットカード会社がクレジットカードのブランド広告を行う場合は、本条に定義する企業広告ではなく、自主規制の対象外と考慮してよいか。	・個別の事実関係に即して判断するものと考えますが、第 63 条(2)で規定されるとおり、貸金業以外の業種を主たる収益源としている新協会員が設置する屋上広告看板及び壁面看板においては、対象外になると考えております。
147.	第 60 条	一般に広告には様々な内容が考えられることから、必ずしも「企業広告」と「営業広告」との区別は容易ではない。そこで、本条各号記載の事項を告知する目的で作成された広告を対象に、「企業広告」であることの事前確認ができるように、新貸金業協会において相談窓口を設置するなどの体制を整備していただきたい。	・新協会において、新協会員向けの相談窓口を設ける等必要な措置を講ずることを考えております。
148.	第 61 条から第 64 条	・第 61 条から第 64 条においてもっぱら貸金業を業とする協会の社名のみ又は商標のみの屋外看板や屋上広告看板は第 61 条～第 64 条の規制対象となるか。貸金業務を主要業務のひとつとする協会の社名のみ又は商標のみを表示する屋外看板はどうか。	・看板の規制については、多重債務問題の解決を掲げた法改正に係る衆参両院による国会での議論及び附帯決議の内容を踏まえ定めたものです。ご質問については、対象となると考えられます。ただし、本規則第 63 条第 2 項に示す看板は除外となります。 なお、当款に定める事項について目的を明確化する為、当款の条文の整理を行います。
149.	第 62 条	・第 1 項(2)に記載のある「借入れを促す表現」について、例えば、「土日祝営業中」「新規受付中」という表現は該当すると解してよいか。	・そのような理解で結構です。
150.	第 62 条	・第 4 項において、対象看板が設置場所の条例に抵触する場合、例えば、看板所有者がビルのオーナーである場合や、ビルの共用看板であるという理由で、当社側では変更の対応が不可能な場合は、止むを得ないと解してよいか。	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えておりますが、条例に抵触していないことが必要であると考えられるため、ビルオーナー等と必要な対応を行い、そのうえで、その内容を記録しておく必要があると考えられます。
151.	旧第 63 条 (新第 62 条)	・第 1 項の後段に記載のある「新設する屋上広告看板の設置にあたっては景観等により一層留意しなければならない」とは、例えば、図面や意匠図、景観条例等の規制に遵守している証明等を協会に提出をするということまでは求めていないと解してよいか。	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えておりますが、ご指摘の点につきましては、そのような理解で結構です。ただし、挙証を求められた場合には、証明を提示できるよう保管する必要があると考えております。
152.	第 64 条	・「違反していないことを証明する資料」とは、具体的にどのようなものを指すのか明確にすべきであると考えます。	・条例等を所管する当局から発行される資料が最もふさわしいと考えておりますが、その他これに準ずるものがあればそれも含まれると考えられます。
153.	第 64 条	・資料の保管期間を定めていただきたい。 例: 看板を撤去し、契約が終了してから、貸金業者が必要とする期間	・看板の契約が終了し、撤去するまでは資料の保管が必要となります。その後の保管期間については、各新協会員でご判断いただきますようお願いいたします。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

第9款 貸付けの契約に係る勧誘に関する規則

154.	第 66 条	・貸付けの契約に係る勧誘の目的を告げずに、営業店舗その他の場所に来訪を要請する行為を禁止すべきである。	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えておりますが、当款にかかわらず、資金需要者等に対して勧誘をする際には、その目的を告げることが、資金需要者等の利益の保護という観点から必要であると考えられるため、ご指摘の事例は禁止される内容であると考えております。
155.	第 66 条	・第 1 項は「債務者等」に対して勧誘行為を行う場合に適用されるものであって、「債務者等」に該当しない者(資金需要者である顧客など。法令上の「顧客等」。)には適用されないと理解してよいか。 ・各号に定める「承諾」の取得方法においては、「債務者等」から明示的な同意を得なければならないということか。例えば、第 1 項(5)に定める書面による承諾の取得において、申込書等に「勧誘を受けることを承諾する」旨を固定的に印刷しておくことによって同意を取得することは可能か。また、いわゆるネガティブオプション式で同意を取得することは可能か。	・そのような理解で結構です。ただし、第 66 条第 3 項又は第 4 項においては、資金需要者等に適用されることとなります。各号に定める「承諾」の取得にあたっては、明示的な意思表示を得ることが望ましいものと考えられ、例えば、申込書等に同意文言を記載し、それに対し署名等を徴求する方法などがあると考えられます。また、ネガティブオプションにおける勧誘は、原則として望ましいものではないと考えられますが、勧誘に対する意思表示が明確でない場合は、資金需要者等から、その意思表示を受ける態勢を整備する必要があります。
156.	第 66 条	・第 1 項において、承諾を得る方法に「予め基本契約締結時に同意を取得しておく方法」に類する内容を追加して欲しい。クレジットカード入会時に包括的にダイレクトメール送付等の勧誘を行うもの承諾を得る方法と同じであっても支障はないと考えるため。	・ご意見については、第 66 条第 1 項(5)に含まれるものと考えております。
157.	第 66 条	・第 2 項における「記録」とは、勧誘の承諾に関する記録のことであり、施行規則第 16 条第 1 項第 6 号(新貸金業法では第 7 号)に規定する「貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録」には該当しないと解釈してよろしいでしょうか。また、「記録」について、具体的にどのような記録が必要でしょうか。	・当規定は、適正な業務を行うためのルールとして定めているものであり、必ずしも法第 19 条における帳簿には該当しないものと考えておりますが、事後検証等のためにも適切に記録・保存する必要があります。また、記録すべき内容として、承諾日、承諾方法は必要であると考えております。この規則に伴う社内規則策定ガイドラインで運用を例示する予定としております。
158.	第 66 条	・第 2 項における「保存」について、勧誘の承諾を受けた場合には、その保存期間はいつまでと考えればよろしいでしょうか。	・例えば、当該契約に基づく取引が継続している期間が望ましいものと考えております。
159.	第 66 条	・第 3 項における「資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認められる貸付けの契約」とは、具体的にどのような資金需要者及び貸付商品を想定されているのでしょうか。そのご趣旨も含めご教授ください。	・他の金融法令等にある適合性の原則を定めたものになります。貸付けの契約に際して資金需要者から得た情報をもとに適切な審査を行うことが必要と考えております。
160.	第 66 条	・第 1 項は勧誘の際の事前承諾を要件とする旨が規定されていますが、この本条は第 41 条第 1 項(2)に定める特定の資金需要者等に対する勧誘の際の要件であり、不特定多数に対するダイレクトメールや電話による勧誘の要件ではないと解されますが、そうであればその旨を明確にすべきであると考えます。	・ご意見のとおり、第 41 条第 1 項(2)に勧誘の定義を定めておりますので、当規定もその定義を前提として定めております。従ってご意見のとおりで理解で結構です。
161.	第 66 条	・協会員が第三者(例えばデータバンク会社等)作成のリストを用いて勧誘行為をする	・第三者作成のリストを用いて貸付けの契約にかかる勧誘を行う場合に

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		場合が想定されます。このような場合についても本条が適用されるなら、定義付けすべきと考えます。	については、第 41 条第 1 項(2)の定義から勧誘行為と考えられます。また、勧誘リストの取扱いについては、監督指針を踏まえた新協会の社内規則策定ガイドラインに記載する予定としております。
162.	第 66 条	・「債務者等」に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うに際しては、当該債務者等から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならないとあるが、「債務者等」とは貸金業法第 2 条と同定義と捉えてよいか。	・そのような理解で結構です。各用語の定義は、当規定第 2 条に定められており、改正貸金業法で定めるものに準じております。
163.	第 66 条	・タウンページ等の資料を基に未契約の事業者宛に営業パンフレットを無作為に郵送する場合は(新規契約の営業案内)、本条の対象外と理解してよいか。	・勧誘対象者の状況を勘案し個別の事実関係に即して判断すべきものと考えますが、未契約・事業者・タウンページ掲載と条件を特定しているものにおいては、第 41 条第 1 項(2)に該当し、本条の対象にするものと考えております。
164.	第 66 条	・勧誘を行うことの承諾は、事業法人、ファンドに対する融資等の一定の場合には適用除外を設けていただきたいと思います。	・事業主に対する勧誘につきましても、当該対象者への勧誘に対して拒否の態度が示された場合は、同様な配慮が必要であると考えております。
165.	第 67 条	・「当該資金需要者等が、協会員が勧誘を行った取引に係る勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の明確な意思の表示を行った場合(例えば、当該勧誘対象者から協会員に対して、勧誘に係る取引について「今はいい」、「当面は不要である。」等の一定の期間当該取引に係る勧誘を拒否する旨の意思を明示的に表示した場合等)についても、「最低 1 年間」は「一切の勧誘」を見合わせるべきである。	・勧誘対象者からの勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、当規定を目処として当該対象者の属性や貸付商品の特性等に応じて、再勧誘を希望しない期間等を個別に判断することが適当と考えております。例えば勧誘を一切拒否するという明示的な強い意思表示があった場合には、最低一年間は一切の勧誘を見合わせる必要があるものと考えられます。
166.	第 67 条	・当該資金需要者等が、協会員からの勧誘を一切拒否する旨の強い意思表示を行った場合は、最低 1 年間は一切の勧誘を見合わせ、期間経過後も架電、FAX、電子メール、DM等の送信又は訪問の勧誘は行わないとあるが、1 年間経過後にどのような勧誘であれば可能なかを具体的に示していただきたい。同様に、3 ヶ月間と 6 ヶ月間の勧誘を見合わせる基準があいまいであるため、具体的に示していただきたい。(「今はいい」の意思表示は、3 ヶ月間と捉えられないか)	・勧誘対象者より、勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、当該対象者の属性や貸付商品の特性等に応じて、再勧誘を行わない期間等を個別に判断するものであるところから、再勧誘にあたっては、従前の意思表示の内容を踏まえた勧誘が必要であると考えております。また、その際には、クレーム発生などに留意した社内規則等を構築することが必要であると考えております。
167.	第 67 条	・再勧誘に関する留意事項で禁止される勧誘の対象は架電であり、節度あるDMおよび電子メールによる勧誘は、勧誘の対象となる者の私生活又は業務の平穩を害する勧誘でない場合は適用外と解釈してよいか。	・DM、電子メールも勧誘の類型に入るものと考えられます。また、拒否の意思表示において、勧誘の類型を限定した場合は、これらの意思表示を踏まえた再勧誘の制限を設ける必要がありと考えられます。
168.	第 67 条	・勧誘を一切拒否する意思があった場合、積極的な勧誘を差し控えることは当然であるが、明細書等の発送の際、 貸金の案内が印刷された会員誌等が同封されること 貸金の案内書が同封されること 貸金の案内のパーソナルメッセージが印刷されることは規制の対象となるのか。	・それぞれの事例につきましては、個別の事実関係に即して判断すべきものと考えられます。ただし、多重債務問題への対応として、不要不急な借入れを促すことを制限する必要があることから、顧客から勧誘に対する拒否の意思表示があった場合の必要な社内態勢の整備は、努めなければならないものと考えられます。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		このようなケースは、特定の顧客にターゲットを絞った勧誘ではないため、規制の対象外としてほしい。	
169.	第 67 条	<p>・「当該対象者が当初の勧誘に対して示した拒否の態様」の確認方法には、次の方法も含まれると考えるが、そう解してよいかどうか。 (方法の表示) 当社が勧誘に該当するようなパンフレット類を送付した資金需要者等に対して、再勧誘を一切拒否する意思を有する場合にはその旨を所定の方法で返答(書面の返信、連絡など)するよう求め、一定の期間を経過しても返答がない場合には拒否の意思表示がないものとして取り扱う方法。</p>	<p>・契約関係の無い資金需要者に関しては、そのような理解で結構です。ただし、勧誘に関するその取扱いを社内規則等で定めていただく必要はあると考えております。</p>
170.	第 67 条	<p>・第 1 項及び第 2 項の線引きは。</p>	<p>・第 1 項は、勧誘拒否の態様に応じて業者の取るべき対応を定め、第 2 項は、第 1 項により禁止される勧誘の態様を定めたものです。</p>
171.	第 67 条	<p>・第 2 項において、「その他の勧誘の対象となる者の私生活又は業務の平穩を害する態様の勧誘」とは、具体的にはどのような勧誘を意味するのでしょうか。 第 1 項(1)においては、「ファックス、電子メール若しくはダイレクトメール等の送信又は訪問等」による勧誘の禁止が列挙されていますが、これらの方法は第 2 項の「その他の勧誘の対象となる者の私生活又は業務の平穩を害する態様の勧誘」にあたるという解釈でしょうか。</p>	<p>・全てが含まれるものではありませんが、拒否の意思表示の内容により判断することになります。</p>
172.	第 67 条	<p>事業主に対し訪問営業を実施しているが、挨拶程度に顔を出すことも「当該勧誘に係る取引及びこれと類似する取引の勧誘」にあたるのでしょうか。 また、勧誘の対象者が法人である場合、本条第 1 項(2)で例示する断り方(「今はいらない」「当面は不要である」等の一定期間の勧誘の拒否)をされるケースが多いと考えられますが、その勧誘の拒否の理由には、当該法人の業種、事業規模などにより、大きな差異が存在すると思われ(例えば、不定期に仕入を行う不動産業者の場合等)。よって、それらを一律に「6ヶ月間」見合わせることにするのは過剰な規制ではないでしょうか。或いは、第 67 条本文に記載されるとおり、6ヶ月間の勧誘制限期間は、「概ねの目処」としての指標とし、業者が勧誘の対象者の状況を勘案し個別判断すればよいと解釈してよろしいでしょうか。同様に、第 1 項(3)の規定において、「契約を締結しない旨の意思表示」をするケースも、様々な理由があり得ると思料され、勧誘の対象者が法人である場合、当該法人が同時に複数の金融機関、貸金業者に借入申込みを行い、条件の良い先と契約するといった事象も少なくありません。このような場合もあり得ることを勘案すると、一律「最低 3ヶ月間」勧誘を見合わせるという規定は過剰な規制ではないでしょうか。或いは、第 67 条本文に記載されるとおり、3ヶ月間の勧誘制限期間は、「概ねの目処」としての指標とし、業者が勧誘の対象者の状況を勘案し個別判断すればよいと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>・この規定は、勧誘という行為を抑制する目的で定められたものではありません。あくまでも拒否の意思表示をしているにもかかわらず押し付け的な勧誘を行うことに対する規則となります。その上で、勧誘対象者の状況を勘案し個別の事実関係に即して判断すべきものと考えますが、事業主に対する勧誘につきましても、当該対象者への勧誘に対して拒否の意思表示が示された場合は、同様な配慮が必要であると考えております。</p>

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		再勧誘の禁止について、ファンド向けの融資や一定規模以上の事業法人は適用除外を設けていただきたいと存じます。	
173.	第 67 条	・第 2 項において、「～業務の平穩を害する態様の勧誘をいい～」とあるが、「態様の」は不要ではないか。	・「業務の平穩を害する」事案のみならず、恐れのある事案も含まれると考えておりますので、趣旨を明確化するために修正いたします。
174.	第 67 条	・債権を譲受した顧客への勧誘については、本条の再勧誘に該当するのか。(あくまでも、勧誘であり、再勧誘でないと思うがどうか。)	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えております。
175.	第 67 条	・再勧誘の留意事項は、複数の商品(信用、不動産担保、有価証券担保など)を扱っている場合、個々の商品の勧誘毎に適用されるのか、それとも最初の商品勧誘時の結果が他の商品の勧誘全てにも適用されるのでしょうか。	・本条各項の類型に応じ、勧誘対象者の状況を勘案し個別の事実関係に即して判断すべきものと考えますが、商品を明示して勧誘をした場合において、その拒否の意思表示がその商品に対するものであれば、他の商品の勧誘は、第 1 項第 2 号により一定期間見合わせるべき勧誘には該当しないものと考えられます。
第 8 節 取立て行為に関する規則			
176.	第 69 条	・第 1 項において、「なお、社内態勢整備にあたっては業容規模や個人又は事業者を対象とした契約内容により、その方法は一律に定められるものではないが、」との断り書きはあるものの、個人、個人事業者、零細企業への融資を全く行わない貸金業者については、取立て行為に係る社内規定を設ける合理性がないことをご考慮頂き、当節の適用対象は個人、個人事業者、零細企業への融資を行う貸金業者に限定いただきたい。	・当規定の趣旨は、債務者等に債権の取立てを行うに際して、法第 21 条の取立て行為の規制に違反することを防ぎ、適正な業務の運営を確保することにより、資金需要者等の利益の保護を図ることにあります。各新協会員は、この趣旨を踏まえ、自らの業容規模や契約内容を前提に、ご対応頂きたいと考えております。
177.	第 69 条	・「～以下に掲げる行為は法第 21 条第 1 項に定める「その他の～害するような言動」に該当する～」とあるがこれは「～以下に掲げる行為は法第 21 条第 1 項に定める「威迫」及び「その他の～害するような言動」～」とすべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、修正いたします。
178.	第 69 条	・出来る限りの社内規則とは書面上で作成するのか。	・そのような理解で結構です。
179.	第 69 条	・第 1 項(3)イにおいて、親族の冠婚葬祭時、及びハ 債務者等の入院時について、本人からの要望がある場合であったとしても、不適当な時期と判断し取立は控えるべきでしょうか。 また、顧客からの入電時に顧客より入院していると申告があった場合にその入電時に入金案内をしてはいけないのか。	・債務者等の承諾がある場合や、債務者等からの連絡に際して入金案内等を行うことは、法第 21 条第 1 項で禁止される取立て行為に該当しないものと考えられますが、当該債務者等の置かれた状況を前提に社会通念に照らし、十分な配慮をする必要があると考えております。
180.	第 69 条	・第 1 項(4)において、債務者が債務処理のために代理人に委託した際、会員本人または連帯保証人に支払い請求することが「平穩を害する行為(略)」としてあげられていますが、会員本人のみに代理人が介入し、連帯保証人については代理人が介入していない場合、会員本人の任意整理などが予定されているのであれば、連帯保証人に請求することなく会員本人と解決という事になるかとは思いますが、会員本人が「破産や再生」	・ご指摘の例を前提にした場合、当規定により新協会員が連帯保証人への請求の権利が制限されるものではないと考えております。ただし、連帯保証人への取立てにおいても、不適切な取立行為を禁止した当規定の趣旨を踏まえた対応をする必要があります。後段については、弁護士等に委託した債務者等について取立て行為が制限される趣旨です。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」 「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」 「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		を予定している場合においては、代理人が介入していない連帯保証人に対してその後の支払い請求をせざるを得ない状況になると思うのですが、そのような場合の「連帯保証人への請求」においてはどのような対処をすればよいのでしょうか。 また、第1項(6)において、本人または保証人より代理人弁護士に委託した場合、両者に対して督促禁止なのか。	
181.	第69条	・第1項(4)を次のように改められたい。 (4) 債務処理を代理人弁護士又は司法書士に委託し、または債務処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続きをとったことが代理人弁護士又は司法書士、裁判所から通知された場合、又は債務者等からの電話その他の方法をもって判明した場合、若しくは財団法人日本クレジットカウンセリング協会から介入通知を受領した場合、その後に会員本人または連帯保証人に支払を要求すること。	・ご指摘を踏まえて、加筆修正いたします。
182.	第69条	・第1項(5)イにおいて、電話を4回以上行なうこととなっているが、電話は1日1回で十分ではないか。また、反復継続した取立て行為の例示として「イ 電話を用いた債務者等への連絡を、連日あるいは1日に2回以上行うこと」「ロ 電子メールや文書を用いた連絡を、前回送付または送信から7日以内に電子メールや文書を用いた連絡を行うこと」とすべきである。	・当規定の趣旨は、債務者等に債権の取立てを行うに際して、法第21条の取立て行為の規制に違反することを防ぎ、適正な業務の運営を確保することにより、資金需要者等の利益の保護を図ることにあります。そのうえで、当規定は、法第21条第1項に定める「威迫」及び「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような行動」に該当する恐れの高い事例として記載しております。
183.	第69条	・第1項(5)「反復継続した取立て行為を行うこと」の例示は、以下のとおりと解釈してよいか。 イ 電話を用いた債務者等への連絡を、1日に4回以上行うこと。とは、当該架電先と電話が繋がった回数か。 ロ 電子メールや文書を用いた連絡を、前回送付または送信から3日以内とは、取り立て行為が債務者に直接的に判別できない連絡は、当該項目に該当しないと解釈してよいか。「連絡がほしい旨」のメール送信は、電話による連絡「留守番電話への連絡依頼」と同様に考えております。 ハ 送付または送信から3日以内は、「送付日」「送信日」を含め3日以内でよいか。	・ご指摘の点については、以下のとおりと考えております。ただし、当規定は、法第21条第1項に定める「威迫」及び「人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動」にあたる恐れが高い事例として記載しているものとなります。 まず、イにつきましては、相手先の応答に関わらず、新協会員が架電した回数と考えております。 次にロにつきましては、その内容に関わらず、新協会員が取立て目的で行った行為であると認められる場合には、該当するものと考えております。ハにつきましては、送付日、送信日を含むものと考えております。 したがって、債務者等の置かれた状況により個別の事実関係に即して判断すべきものと考えておりますが、各新協会員においては、客観的な規定を整備していただく際には、当規定の主旨を踏まえ、適切にご対応いただきたいと考えております。
184.	第69条	・第1項(5)において、1日4回以上の定義は何なのか。また、(5)イで、1日4回以上は反復継続した取り立て行為とあるが、コールのみで誰とも接触していない場合は回数カウントしないとしてもらいたい。	・反復継続を避ける為、一つの考え方として時間帯及び連絡先が複数あることを考慮し、3回程度を目安として例示しております。また、相手先の応答に関わらず、架電した回数になるものと考えております。今般、携帯電話等には、着信履歴等が記録される機能等が付与されています。過剰な着信履歴等が記録されることにより、当該債務者等への心理的圧迫を

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

			加える可能性があるものと考えております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。また、各新協会員において、規定を構築していただく際には、新協会が示す例示規定の趣旨を踏まえ、適切にご対応頂きたいと考えております。
185.	第 69 条	・第 1 項(6)口「支払い義務がない事を伝えた」事の担保方法は、和解等により支払義務が無い旨を明記した書面を交付する場合を除き、交渉履歴にその内容を記載する事で充足するという理解でよいか。 また、貸金業者から特段に支払の要求をしていない場合は、弁済を行う親族又は第三者に対して「支払い義務が無いこと」を告げなくとも「支払いの申し出があった際、支払い義務がないことを伝えないこと」から除外されると考えてよいか。	・記録については、そのような理解で結構ですが、特段に支払いの要求をしたか否かによらず支払い義務がないことを伝えないことは、除外されないものと考えております。
186.	第 70 条	・合理的な方法が無くても、自発的な承諾が無ければ取り立てを行ってはならないのか。	・当規定で定められている各号個別で判断するものと考えております。ただし、当規定は、債務者等に債権の取立てを行うに際して、法第 21 条の取立て行為の規制に違反することなく、適正な業務の運営を確保することで、資金需要者等の利益の保護を図ることを趣旨としています。そのうえで、特段の事情がない限り「正当な理由」が認められない可能性が高いものを例示しております。
187.	第 70 条及び第 71 条	・債務者の自宅所在地不明の場合で、勤務先が判明している場合、電話連絡また郵便で通知しても返済が無く連絡さえも取れない場合、自宅所在地不明の為、正当な理由に該当して勤務先に訪問することは出来るのか。	・そのような理解で結構ですが、「訪問」することで、「困惑」又は「平穩を害する」ことは最大限の配慮をしなければならないと考えられます。
188.	第 71 条	・第 1 項(1)イにおける、支払いの申し出にあたり給与支給からの支払いなど具体的な入金目処のない、弁済期日の先送りについては債務者の申し出に合理性がないと理解してよいか。	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えますが、そのような理解で構わないと考えております。ただし、通常返済が困難である債務者である場合、新協会が定める「苦情処理及び相談対応に関する規則(第 2 条第 3 項)」及び、「苦情処理及び相談対応に関する細則(第 9 条)」で示されている、今後の返済計画を含めた相談助言を行う必要があると考えております。
189.	第 71 条	・列挙事由に該当しなければ「社会通念に照らし相当と認められない」場合に該当するとの判断基準を示したものではないことを注記すべきである。また「債務者が多重債務相談窓口へ相談をし、また相談を予定している場合」も取立て禁止として例示すべきである。	・当規定の趣旨として、債務者が具体的な理由をもって返済の提案をきているにも係わらず、強制的に、返済の約束をさせることに規制をするものとして、その例示をしているものです。また、相談に関する規定は、別途「苦情処理及び相談対応に関する規則」として定めております。
190.	第 71 条	・法第 21 条第 1 項第 2 号の規定は、債務者等が弁済時期等を申し出た場合において、その申し出が相当である場合等には、「内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に」、「電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること」を規制していますが、本自主規制第 71 条の「取立て」のご趣旨も法第 21 条第 1 項	・個別の事実関係に即して判断すべきものと考えますが、従業員等が債務者等のポストに手紙を入れる場合は、「居宅を訪問」に該当するおそれがあると考えられます。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		第2号と同趣旨であり、内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に電話をかけ、ファックス送信し及び債務者等の居宅を訪問することのみを禁止している(すなわち、手紙を送付したりする場合の取立は規制されていない)と考えてよろしいでしょうか。	
191.	第71条	・第1項(1)イにおいて、債務者が無職の場合、配偶者に支給される給料その他の確実な収入で対応しなければならないか。	・債務者の置かれた状況により、社会通念に照らし、個別の事実関係に即した判断する必要があります。ご質問の件につきましては、収入がないことを理由に返済困難であることの申出を受けた場合には、各新協会員が定める相談助言の規則等により、ご対応頂きたいと考えております。
192.	第71条	・第1項(1)イにおいて、延滞発生後最初に支給される給与、その他確実な収入が1ヶ月以内となっており、すでに長期(1ヶ月以上)延滞している顧客からの申し出は受けないでよいか。	・特段の事情がない限り社会通念に照らし、相当と認められる可能性が高いと考えられるものを例示しており、申し出を受ける、受けないについては、個別の事実関係に即して、各新協会員が判断して頂きたいと考えております。ただし、何らかの支払いの予定の申出がある場合、債務者等の今後の返済計画を含めた相談助言を行うことが望ましいと考えております。
193.	第71条	・第1項(1)イにおいて、申し出があった場合は一切交渉出来ないか。それとも給与以外には異議を唱えてもよいか。 ・第1項(1)イにおいて、本項の対象顧客が、遅れ1ヶ月であっても、遅れ3年であっても一様に1ヶ月を超えない範囲で顧客申し出を受ける必要があるのか。 ・第1項(1)イにおいて、期日延期の申出の日から1ヶ月を超えない範囲とした場合、次回の支払い期日が先に到来する場合が考えられるが、次回分については通常の請求行為を行うことでよいか。	・当規定の趣旨として、債務者が具体的な理由をもって、返済の提案をしてきているにも係わらず、強制的に支払根拠の乏しい返済の約束をさせることに対し規制をするものとしています。ご指摘の事項につきましては、個別の事実関係に即して判断する必要がありますが、貸金業者側から交渉できるのは、法第21条第1項第2号の規定に則り、債務者の申出が社会通念に照らし相当と認められないことその他正当な理由がある場合に限られると理解しております。
194.	第71条	・第1項(1)イの「当該期日に近接して」とは、給料日等の当日から具体的に何日程度以内であると理解すればよいでしょうか。	・申し出日より「1ヶ月を超えない範囲」と考えております。
195.	第71条	・第1項(1)イの「その他債務者の申出に合理性があると認められる場合」とは、具体的にどのような合理性がある場合をいうのでしょうか、具体例を含めご教授ください。	・例示しているイ～ホに準じる申出が考えられ、個別の事実関係に即して判断する必要がありますが、債務者等の置かれた状況により、判断する必要があると考えております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
196.	第71条	・第1項(1)ハの「通常の返済約정을著しく逸脱したとは認められない申出」とは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか、通常の返済約정을著しく逸脱したか否かを判断する基準をご教授下さい。例えば、個人への貸付けにおいて、毎月末日払いとの約定であるのに、約定日の1ヶ月後に支払うというような場合は、「通常の返済約정을著しく逸脱した」といえるのでしょうか。	・何ら具体的な理由が示されず、長期間、例えば1年後や2年待つような申し出があることや、宝くじが当たったなど、不確実な理由をもって待つような申し出があることを指すものと考えております。
197.	第71条	・第1項(1)ニの「他社への弁済行為をおこなう等の事情」が認められる場合とは、債務者が自ら他社への弁済行為を行うと述べているような場合でしょうか。信用情報機関によって他社の残高が減少したことを確認した場合には、「他社への弁済行為をおこなう等の事情」が認められるとして、債務者へ取立て行為を行っても良いのでしょうか。	・債務者等が他社へ弁済を行なうと述べている場合においては、該当すると考えております。ただし、その場合においても通常返済が困難である債務者である場合、新協会員で定める「苦情処理及び相談対応に関する規則(第2条第3項)」及び、「苦情処理及び相談対応に関する細則(第9

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

			条)」で示されている、今後の返済計画を含めた相談助言を行う必要があると考えております。
198.	第 71 条	・第 1 項(1)ホにおいて、返済猶予期間中に債務者等から返済を受けることが困難であることが認められる事情として、「勤務先の退職が判明」「他社の信用情報に事故または参考情報が判明」した場合も同様の対応が可能と解釈してよいか。	・勤務先の退職や信用情報の異動情報によって、申し出た支払を履行することが困難であると断言できるものではないと考えられますが、その情報の深度により必要な確認を行うことはできると考えられます。ただし、この場合においてもその判断をした記録は必要と考えております。
199.	第 72 条	・第 1 項(1)において、債務者等から自発的な承諾がある場合とあるが、支払い困難となった債務者等が自発的な承諾をする場面は乏しく、契約時に事前の承諾を取るということも考えられるので、削除すべきである。	・契約時に十分な説明のうえ、事前に債務者等が希望する連絡先について自発的な承諾を取得することは、法で定めている「私生活若しくは業務の平穩を害する言動」を遵守する意味でも必要な対応であると考えております。また、当規定は、債務者等に債権の取立てを行うに際して、法第 21 条の取立て行為の規制に違反することを防ぎ、適正な業務の運営を確保することにより、資金需要者等の利益の保護を図ることを趣旨として定めています。
200.	第 72 条	・第 1 項(3)については、7 日以上とすべきである。 (理由) 2 日程度の居宅の不在は日常的に存するのであり、居宅以外への取立てを正当化するものではなく、あまりに要件が緩い、せめて 7 日以上とすべきである。	・当規定の趣旨は、債務者等に債権の取立てを行うに際して、法第 21 条の取立て行為の規制に違反することを防ぎ、適正な業務の運営を確保することにより資金需要者等の利益の保護を図ることにあります。そのうえで、法で定めている「威迫」又は「私生活若しくは業務の平穩を害する言動」にあたる恐れの高い事例を記載しております。
201.	第 72 条	・第 1 項(3)について、異なる時間帯とは午前と午後というような意味か。それとも時間帯であっても 2 回(複数回)の架電であれば良いのか。架電等とあるが、架電 1 回 + 通知 1 回でも複数回とみなすのか。	・個別の事実関係に即して判断するべきものと考えておりますが、飽くまでも「威迫」又は「私生活若しくは業務の平穩を害しない言動」でなくてはならないことを踏まえる必要があると考えております。そのうえで、当規定は、それらにあたる恐れが高い事例として上げておりますので、趣旨をご理解のうえでの対応が必要となります。
202.	第 72 条	・第 1 項(4)において、3 回以上というのは 3 日以上か。それとも例えば午前中連絡希望を受け、午前中異なる時間帯に 3 回以上架電したが連絡取れない場合はどうか。	・各々の別の申出に対し 3 度連続して連絡が取れない場合を定めております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
203.	第 72 条	・第 1 項(4)において、債務者からの連絡を受ける時期の申出とは、いつのタイミングを求めているのか。取立て中のことか。延滞発生前、契約時等でもよいのか。	・債務者等の置かれた状況により、個別の事実関係に即して判断する必要があります。連絡を受ける時とは、少なくとも当該弁済にかかるものですので、契約時の包括的な申出は含まないものと考えております。
第 9 節 取引履歴の開示に関する規則			
204.	第 9 節	・第 9 節に定める「取引履歴の開示に関する規則」は、法第 19 条に定める「業務に関する帳簿」のうち、取引の履歴(いわゆる入出金の履歴)に限定する規則と解してよいか。	・そのような理解で結構です。
205.	第 9 節	・金融庁の「貸金業者向けの総合的な監督指針(案)」での「帳簿の備付け等」、「帳簿の閲覧、謄写」と自主規制基本規則(案)の「取引履歴の開示」との義務の考え方についての違いを明確にしていきたい。また、取引履歴を交付する際に、債務者等から	・監督指針(案)における「帳簿の備付け等」、「帳簿の閲覧、謄写」については、法第 19 条及び法第 19 条の 2 について、監督上の主な着眼事項等を規定したものと理解しております。それに対し、自主規制基本規則の

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」「第 9 条」)
2. パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」「第 15 条」)
3. 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		交付手数料を徴求してもよいか。	「取引履歴の開示」は、取引履歴の開示請求者の利便性を考え、帳簿から作成した取引履歴を請求者に対して交付する際の規定を定めたものです。なお、当規定は手数料の徴収の適否に関して定めるものではありません。
206.	第 73 条	・ファンド向けの融資や一定規模以上の事業法人等については、取引履歴は相手方が十分に管理を行なっていると考えられるため、法定帳簿以外の記録の作成・保存については適用除外としていただきたいと思います。	・当規定は、法第 19 条及び法第 19 の 2 を前提として、取引履歴の開示にあたって請求者が債務者等本人であることの確認を充分かつ適切に行なうものと定めております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
207.	第 74 条	・第 1 項ないし第 4 項 債務者等または、弁護士等からの開示請求に対し、本人確認を行った場合、または債務者等委任された弁護士等の照会を行った場合は、その経緯や詳細を記録(個人データ)として保存する必要があるのか。また、それを記録し保存する場合、すべての開示請求者を対象(不審な点の有無を問わず)となるのか。	・本人確認内容の記録は必要に応じた対応をして頂きたいと考えております。
208.	第 74 条	・第 4 項(2)について、弁護士会等への「照会」については、弁護士会等へ電話して確認する方法のほか、弁護士会等のホームページや、弁護士会等の作成する弁護士名鑑等によって確認する方法も認められると解すべきでしょうか。そうであればその旨を明確にすべきであると考えます。	・そのような理解で結構です。また、当規定は、取引履歴の開示請求という重要な個人情報を取り扱うにあたり、開示請求を行った者の資格について十分かつ適切に確認を行うものとしております。その上で 3 項に示しているように「不審」でない場合においては逐一確認を求めるものではありません。
209.	第 74 条	・第 4 項の次に、次の 1 項を追加されたい。 5 協会員は、財団法人日本クレジットカウンセリング協会が債務者等から依頼を受けて行なう弁済計画の策定に関し当該債務者等の取引に係る取引履歴の開示の請求を受けた場合には、当該請求が真正の「介入通知書」によるものであること、および当該債務者の「依頼書」が添付されていることを確認することによって行う。	・ご指摘を踏まえて、加筆修正いたします。
210.	第 74 条	・警察から、捜査に関する協力依頼があった場合、開示についてどこまでが協力する必要があるのでしょうか。また、警察からの開示請求に対して、なぜその開示が必要なものの説明が不十分である等、当社が容認出来ない場合は、個人情報の開示について協力を拒むことも可能なのでしょうか。	・当規定は、取引履歴の開示請求を行った者の資格について、十分かつ適切に確認を行うものとしております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。警察からの捜査に関する協力依頼や開示請求の例として、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく捜査関係事項の照会が考えられます。このように根拠法令が明確に示されている場合は、法令に基づく協力が求められるとともに、説明が十分になされたものと考えられます。
211.	第 74 条	・第 5 項における公的機関からの開示依頼に対する確認は文書を以って記録する必要があるのでしょうか。また確認に際しては、本自主基準を根拠として行うことは差し支えないのでしょうか。	・そのような理解で結構です。ただし、開示の依頼に際しては、後日、無用なトラブルが発生しないように、十分な確認を実施することが必要であると考えております。
212.	第 75 条	・第 1 項において、「開示する営業所等を指定し」と規定されているが、債務者等から開	・第 75 条第 1 項は、取引履歴の開示の請求を受け、取引履歴の交付を

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

- 1 . パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例:「第 10 条」 「第 9 条」)
- 2 . パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例:「第 17 条」 「第 15 条」)
- 3 . 第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。

		示請求を受けた営業所等(貸金業の登録を行なっている営業所等であっても)以外の営業所等を指定できると考えてよいか。 また、「そこにおいて取引履歴を記載した書面の交付を行うこととする」とは店頭交付を前提としているという理解でよいか。	行う場合、開示する営業所等を指定して交付することができる旨を定めています。また、取引履歴を記載した書面の交付に関して、第75条第1項では、店頭交付を前提に規定しましたが、第75条第2項においては、郵送等による取引履歴の交付を規定しておりますので、適切にご対応いただく必要があります。
213.	第75条	・仮に取引履歴を開示するとした場合であっても、帳簿と平仄をあわせ、閲覧あるいは謄写とすべきであり、書面交付を義務付けるのは過剰な手当てであると思われる。また交付するのであれば、少なくとも債務者等により交付手数料を負担していただくことを認めていただきたい。	・自主規制基本規則の「取引履歴の開示」は、取引履歴の開示請求者の利便性を考え、帳簿から作成した取引履歴を請求者に対して交付する際の規定を定めたものです。また、当規定は手数料に関して定めるものではありません。
第10節 過払金支払に関する規則			
214.	第76条	・第1項に関して、弁護士等への委託による場合であっても債務者に対し交渉により確定した債務額(返還額)の通知と振込口座の通知依頼を行ってもよいと理解してよいか。この際弁護士が債務者等への通知を拒否した場合どのように対処すべきか。また、確認を行う際に債務者と直接連絡をとった場合、主旨が伝わらずに督促行為等と取られクレームに繋がる可能性がある。 ・第2項において、書面により確認を行う相手は債務者自身なのか、弁護士等なのかを明確にしていきたい。又弁護士等が書面による確認を拒否した場合、業者は第76条に違反したことになるのか。	・当規定は、弁護士等が代理人となり過払金支払いに関し貸金業者と返還和解等をした場合において、当該返還額を債務者等に知らせることができる旨を定めたものとなります。したがって、弁護士等が代理人となっている場合は、債務者等又は弁護士等のどちらの口座に振込みをするかを確認することができるものとしています。また、当規定は、あくまでも行うことができる旨を定めたものであることをご理解下さい。なお、趣旨を明確化するために加筆修正いたします。
215.	第76条	・第1項において、「過払金総額の通知」は返還額総額の通知という理解で良いか。 ・第2項において、過払金返還に関する和解書に振込先口座の記載がある場合、その振込先口座の名義人名から債務者自身の口座であるか、又は弁護士等の口座であるかについて判断できることから、別途「振込先口座は弁護士保有の口座である」等の確認を、書面にて行う必要はないと考えてよいか。	・いずれについてもそのような理解で結構です。
216.	第76条	・現状、当社は、顧客から過払いに関する請求等を受けた場合、顧客に対して第三者介入するよう案内しているが、今後は、過払請求については本人申立は受けず、弁護士等に委託した場合のみ請求に応じるという対応をすべきと解してよいか。	・申立人について限定するものではありませんが、当規定は、過払金返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払金返還が、適切に当該債務者等に行われることで、当該債務者等の家計再建に資することを趣旨として定めております。この趣旨を踏まえて、ご対応頂きたいと考えております。
217.	第76条	・過払金総額だけでなく取引履歴及び計算過程も通知すべきである。 ・振込先口座については弁護士等より債務整理等の受任通知がなされている場合には、弁護士等の指定する口座とすべきである。	・第76条は、過払金返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払金返還が、適切に当該債務者等に行われることで、当該債務者等の家計再建に資することを趣旨として定めております。そのうえで、新協会として貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図って参りたいと考えております。ご指摘のご意見については、過払返還総額の計算方法を定めているものではありません。また、債務者等の家計再

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

1. パブリックコメント公表時の第8条を第9条と統合したことにより、条文の数が第10条以降それぞれ1条ずつ繰り上がります。(例:「第10条」「第9条」)
2. パブリックコメント公表時の第16条を第15条と統合したことにより、条文の数が第17条以降それぞれ2条ずつ繰り上がります。(例:「第17条」「第15条」)
3. 第25条と第26条を新設したことにより、第25条以降は、条文の数に変動はありません。

			建に資することを考慮して適切な返還が行われることを目的として、弁護士等に委任している場合は、当該弁護士等に債務者自身の口座又は弁護士等の口座であるかの確認を行うことができる旨を定めております。
218.	第 76 条	・第 1 項において、過払い金の支払いは、多重債務者の家計再建を資することもその目的の 1 つと言っているが、過去に多重債務者であったが、完済済みの者、1 社のみ取引で、既に過払いとなっている者等、過払い金の支払いを受けようとする者は、多重債務者に限らない。したがって、多重債務者という文言は削除すべきである。	・ご指摘のように、過払金返還の端緒は様々ですが、当規定は、参議院での改正貸金業法の附帯決議がなされたことを踏まえたものです。その中で、過払金返還が多重債務問題の解決に果たす役割にかんがみ、過払金返還が、適切に当該債務者等に行われることで、当該債務者等の家計再建に資することを趣旨として定めております。そのうえで、新協会として貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図って参りたいと考えております。
第 11 節 債権譲渡等に関する規則			
219.	第 78 条	・第 1 項において、金銭債権の管理及び回収業務につき専門的な知識を及び経験を有する者の例示として貸金業者と債権回収会社が例示されているが、「銀行」を加えていただきたい。	・当規定は、適切な譲渡先の確保を目的としており、特に例示の譲渡先に限定しているものではありません。

今回公表する自主規制基本規則は、パブリックコメントを踏まえて、条文を追加及び削除のうえ整理しております。

- 1．パブリックコメント公表時の第 8 条を第 9 条と統合したことにより、条文の数が第 10 条以降それぞれ 1 条ずつ繰り上がります。(例：「第 10 条」 「第 9 条」)
- 2．パブリックコメント公表時の第 16 条を第 15 条と統合したことにより、条文の数が第 17 条以降それぞれ 2 条ずつ繰り上がります。(例：「第 17 条」 「第 15 条」)
- 3．第 25 条と第 26 条を新設したことにより、第 25 条以降は、条文の数に変動はありません。